

令和4年第4回定例会

東吾妻町議会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月15日 閉会

東吾妻町議会

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和4年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	6
○議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、議案調査	9
○議案第9号の上程、説明、議案調査	11
○議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査	12
○議案第1号の上程、説明、議案調査	15
○議案第2号の上程、説明、議案調査	26
○議案第3号の上程、説明、議案調査	28
○議案第4号の上程、説明、議案調査	29
○議案第5号の上程、説明、議案調査	31
○議案第14号の上程、説明、議案調査	32
○議案第15号の上程、説明、議案調査	34
○発委第1号の上程、説明、議案調査	35
○発委第2号の上程、説明、議案調査	36
○発委第3号の上程、説明、議案調査	36

○陳情書の処理について	37
○散会の宣告	38

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	40
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した者	40
○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○議案第6号～議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	41
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第10号～議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	55
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	57
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	60
○発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決	60
○発委第2号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○発委第3号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○陳情書の委員会審査報告	65
○委員会報告について	67
○閉会中の継続審査(調査)事件について	71
○町政一般質問	72
小林光一君	72

青 柳 はるみ 君	83
里 見 武 男 君	89
重 野 能 之 君	97
○延会について	102
○延会の宣告	103

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
○職務のため出席した者	106
○開議の宣告	107
○発言の訂正	107
○議事日程の報告	108
○町政一般質問	108
井 上 日 出 来 君	108
高 橋 弘 君	121
高 橋 徳 樹 君	131
○町長挨拶	142
○議長挨拶	143
○閉会の宣告	143
○署名議員	145

令和 4 年 12 月 6 日 (火曜日)

(第 1 号)

令和4年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 6 議案第 7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例について
- 第10 議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第11 議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第12 議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第 2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第 3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第 4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第17 議案第 5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第18 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 第19 議案第15号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第20 発委第 1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 第21 発委第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

第22 発委第 3号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例について

第23 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副町長	渡辺 三司 君
教育長	山野 邦明 君	総務課長	水出 智明 君
企画課長	関 和夫 君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町民課長	水出 悟 君
税務課長	谷 直樹 君	農林課長	角田 良信 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二 君	学校教育課長	堀込 恒弘 君
社会教育課長	丸橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出 淳	議会事務局長 係	西巻 雅子
議会事務局 主任	田中 康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。

開会に当たりご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息に至らず、群馬県内においても第8波による感染者数の増加が見られます。当町につきましても、現在、オミクロン株対応ワクチンの追加接種が行われておりますが、年末にかけてインフルエンザとの同時流行なども懸念される所でございます。

さて、本日ここに令和4年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には、極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し心から感謝を申し上げます。

本定例会には、条例関係、令和4年度補正予算、その他の重要案件が提案される予定となっております。また、議会からも3件の条例関係議案が提案される予定ですので、どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和4年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私共にご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

来年度予算につきましては、財務会計システムが変更となるため、予算編成会議を早めに行い、年内には各課からの予算要求書が提出される予定でございます。

コロナ禍の中、経済活動の停滞などにより、歳入面は減少が予想され、歳出面では電気、ガス及び食料品などの高騰による経常経費の増加などにより、財政状況はより厳しくなることが予想されます。

このような中ではありますが、事業の必要性や費用対効果などを精査し、町民皆様の視点に立った行政サービスの向上を目指す予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係8件、令和4年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係5件、財産の無償譲渡など、その他2件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和4年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、渡一美議員、13番、樹下啓示議員、14番、青柳はるみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は10日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は明日12月7日の正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。後

ほどご覧いただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された「東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧」と、11月9日に開催されました全国町村議会議長会主催の「第66回町村議会議長全国大会」並びに全国豪雪地帯町村議会議長会主催の「第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会」の関係資料も併せて添付してありますので、参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る11月1日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会について、13番、樹下啓示議員より報告願います。

13番、樹下議員。

（13番 樹下啓示君 登壇）

○13番（樹下啓示君） それでは、先般行われました群馬県町村議会議長会主催によります議員研修会の報告をさせていただきたいと思います。

去る11月1日に吉岡町の文化センターにおきまして開催をされました。

日程の第1におきましては、大正大学の教授でありまして江藤俊昭先生の講演をいただきました。先生は政治学が専門で、博士号を持っていらっしゃる方でございます。

内容につきましては、議員定数、報酬、政務活動費等々の充実に向けた論点と手続というような内容でお話をいただきましたけれども、これらの内容につきましては、ずばっと決定、回答ができるような内容ではございませんので、なかなか結論を出すというような方向にはいかないかなというふうに聞かせていただきました。

そんな中で、新たな議会とはということで、住民とともに歩む議会、質問の場ではなく、議員間の討論を重視する議会が重要であるという話もいただきました。

議員の定数につきましては、単純に類似団体を参考にするのではなく、先駆的な改革を行っている議会の条件を参考にすべきであろうというふうなお話もいただきました。

また、定数等々につきましては、議論がしっかりできる人数が必要であるというお話をいただきました。

いずれにいたしましても、住民参加型の議会によりまして、議会力をアップさせるべきだというふうなお話をいただき、サポーター制度であるとか、当町も行っておりますけれども議会報告会等々で、住民参加型の議会を目指すべきだというふうなお話をいただきました。

当町議会もこれらを参考に議員間で議会力をアップさせたいと考えました。

以上、簡単ですが第1部の報告とさせていただきます。

第2部につきましては、皆さんよくご存じのNHKのおはよう日本の朝の番組ですがけれども、土曜、日曜、祝日に主に天気予報の関係で気象予報士の南利幸さんの講演をいただきました。テレビで見るよりは若々しく、私は映ったかなというふうに感じましたけれども、いつものようなテレビの口調と同じで、ことわざを交えた天気予報の分かりやすい解説等々をいただきました。

なお、その中で降水確率というのは、私も疑問に思っていたんですけども、どういう確率で選ぶのかなと思いましたが、降水確率50%という場合は100回外に出たら50回ぬれるとそういう定義だそうですけれども、なお、降水確率40%の場合は傘は持つべきだというふうな話をされましたので、皆さん、参考にしていればと思います。

また、台風19号のような吾妻も相当被害が出ましたけれども、そういった災害が最近、特に地球温暖化の関係で出ていますので、皆さんも十分に防災に対する意識を持って活動してくださいというふうなお話もいただきました。

特に、災害が起きる大雨等々については、夜間の8時から9時頃の時間帯が多いというような統計も出ているというふうなお話もされました。それらも参考にしながら温暖化に対する意識も持たなければならないなと感じました。

非常に雑駁な報告ですが、以上をもちまして議員派遣の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 以上で樹下啓示議員の報告を終わります。

なお、閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

去る10月24日から29日にかけて開催されました議会報告会について、11月29日に開催された第4回東吾妻JHS議会～中学生からの提言～の2件について、14番、青柳はるみ議員より報告願います。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） それでは、議会報告会の報告をいたします。

議会報告会が10月24日の坂上地区を皮切りに、25日岩島地区、26日太田地区、28日東地区、29日原町地区で開催しました。

時間はいずれも2時から4時とし、密を避けるために役員として、参加議員は各地7人から8人としました。

参加者との意見交換の時間を取るため、常任委員会の報告のほかは文書で表しました。

意見交換の場では、参加者から役場跡地はどうなるのか、人口減のため地域の行事や整備作業など難しくなっている、それに伴う草や木の枝が道まではみ出して、持ち主も高齢で整備できない現状など、地域の課題や心配の声が聞けました。

半面、地域のよいことや、地域住民で盛り上げている行事や文化など、もっと頑張っていることを紹介してほしいとの声もありました。

貴重な意見を大切にしていきたいと思います。

次に、中学生議会です。

11月29日、2時より、中学生議会をここ、議場にて行いました。東吾妻中学校より、中学生9人、校長先生、主任、担当の先生、町執行部から、町長、教育長の出席をいただき開催しました。

中学生9人からの提言は、地域の特徴を捉え、改めて町を見たときすばらしい資源、歴史があることに気がついたことや、こうだったらいいのにという意見、また夢のある構想を聞くことができました。

1名欠席でしたが、1名の方は提言を文書で寄せていただきましたので、議員から意見を述べさせていただきました。

一人一人の提言に対し、議員から感想を述べ、最後に質疑応答があり、町長からも答弁をいただきました。我が町を元気にするため、一緒によくしていく仲間として、その声を十分に受け止め、町政に反映していくことが欠かせないと感じました。町政や議会の役割を理解、経験していただけたものと思います。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で青柳はるみ議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けて、議員及び特別職の期末手当、職員の給与と勤勉手当を改定するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

今回、人事院勧告を受けての条例改正ということで一括提案をさせていただきますが、今回の人事院勧告の概要につきましては、3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げということで、民間給与との格差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の給与月額を引き上げ、併せてボーナスを民間の支給状況等を踏まえて0.1月引き上げるというものでございます。

それでは、議案第6号をお願いいたします。

新旧対照表、2枚目についているものですがご覧ください。

年間で期末手当を0.1月分引き上げるということで、第1条では、今年度、既に6月期は支給済みでございますので、12月期で0.1月分、100分の10となりますので、100分の205を100分の215に引き上げるというもので、第1条については、公布の日からの施行になります。

次に、第2条ですが、年間で0.1月分ということですので、6月期と12月期の支給となり

ますので、0.05月ずつ、100分の5ということですので、第1条で改定をしました100分の215をもととの100分の205から100分の5引き上げまして、100分の210に改正するものでございます。第2条の施行日については、令和5年4月1日となります。

この改正によりまして、年間で4.1月だったものが4.2月になるということでございます。

続きまして、議案の第7号、特別職の条例の一部のほうになりますが、これも新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

期末手当を0.1月引き上げるということで、先ほどの議員の期末手当の引上げと同じ改正でございます。これによりまして、年間4.2月ありましたものを4.3月になるということでございます。

それから、第2条でございますが、議会運営委員会で説明した内容と一部違いますが、ご了解のほどよろしくお願いをいたします。この第2条では、令和5年4月1日より期末手当の率を変えること、これに加えまして、平成21年まで制度としてありました役職加算制度、これを再度今回入れるものでございます。給料月額に20%を加算した額に、今回提案している期末手当の率を乗じるというものでございます。

続きまして、議案第8号をお願いいたします。

これも新旧対照表を見ていただきたいんですが、議案書の10ページとある次のページになります。(1/15)とあるページ、ここからが新旧対照表になります。

改正方法は議員特別職と同じ方法になりますが、職員の場合は期末手当ではなくて、勤勉手当の0.1月分の引上げということになります。そこに加えまして、給与についても平均で0.3%の引上げとなります。

その新旧対照表の第1条の枠の中の第20条のところ、勤勉手当のところでございますが、管理職以外の職員につきましては100分の95を100分の105にします。管理職については100分の115を100分の125に引き上げるものでございます。

期末手当につきましては、改定はありませんので、今回のこの改正によりまして、勤勉手当と期末手当を合わせた年間の月数は4.3月だったものが、4.4月になるというものでございます。

この中の(2)第2号でございますが、ここは再任用職員についていっておりますが、再任用職員については0.05月の引上げでございます。100分の45が100分の50となります。これは国に準じた月数でございます。期末手当と合わせまして、年間で2.25月、これが2.3月になります。

その次にある別表第1が、これが給料表になりますが、この改正が給料の改正の部分でございませう。主なところは若年層を対象とした改正ということで、数字に、金額のところアンダーラインが入っているものが改正になるという部分でございませう。高卒の初任給で4,000円、大卒の初任給で3,000円の引上げとなります。

ページをずっとめくっていただいて、15分の8となっている部分でございませうが、下のほうに別表第2とあると思ひますが、これについては医療職の給料表ということで、医療職につきましても給料表の改正があるということで載っているものでございませう。

次に、15分の14ページ、最後の1枚になりますけれども、そこが第2条ということになります。一番後ろのページにいていただきまして、(1)第1号ですが、来年度以降の勤勉手当についての改正ということでございませう。改正方法は議員特別職と同じ方法でございませう。

管理職以外の職員が100分の100、管理職が100分の120、再任用職員が100分の47.5ということになります。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第9号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、公職選挙法施行令及び施行規則の改正により、議員及び町長の選挙において、選挙運動費用の公費負担に係る単価を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださるようよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） これにつきましても、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第4条とあるところからになります。第4条は選挙運動用自動車について規定をしている部分でございますが、その中の(2)とある第2号の部分、ここは一般運送契約以外の契約である場合ということで、その中の片仮名のアというところですが、自動車の借入れの、ここは単価をいっております。この単価を1万5,800円から1万6,100円に改正をするものがございます。

次のイの部分、その車の、選挙カーの燃料代をいっているところでございます。その単価を7,560円から7,700円に改正するものがございます。

続きまして、第8条、下のほうになります。選挙運動用のビラについてになります。次ページにいていただきまして、最後のページですけれども、1枚当たりの単価を7円51銭から7円73銭に改正をするものがございます。

続いて、第11条、ここは選挙ポスターのところでございますが、1枚当たり525円6銭から541円31銭に改正をいたしまして、企画費として31万500円を31万6,250円に改正するものがございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例について、日程第10、議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例について、日程第11、議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例について、日程第12 議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についての計4件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例、議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正をされました。この改正により、国や民間、自治体などにおいて、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることになりました。これに伴い、関係する条例の改廃及び制定をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは説明させていただきます。

初めに、議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例についてでございますが、次の議案第11号で個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するというので、現在の条例を廃止するというものでございます。

続きまして、議案第11号でございます。1枚めくっていただきまして、これは新たに制定をするものでございますが、第1条は趣旨でございます。法律の施行条例ということで、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるというものでございます。次に、第2条は定義でございます。第3条は開示請求に関わる手数料でございますが、無料とするというものでございます。次の第4条は東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定をするもので、第1号から第4号までに該当する場合は諮問できるという内容でございます。

4条立てということで、次からは附則になります。今回、新規制定という条例でございますが、附則の中で関係する条例を改正していくという方法を取っております。そのため、後ろにそれぞれの関係する条例の新旧対照表がついているというところでございます。

その附則を見ていただきますと、次ページの附則の第4条、真ん中あたりになりますが、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正が第4条、第5条がいわびつ体験農園の設管条例の一部改正になります。第6条については、吾妻峡周辺地域振興セ

ンターの設管条例の一部改正ということになります。そのそれぞれの新旧対照表がついてい
るということでございます。

それぞれ、改正前は個人情報について町の条例で扱っておりましたが、改正後は法律によ
り扱うという改正にするものでございます。

続きまして、議案の第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例についてござ
います。

今までは情報公開と個人情報保護、別々に審査会がありましたが、これを一つにしまして
新たに制定をするものでございます。

これも1枚めくっていただきまして、第1条は趣旨になります。審査会の設置と組織、調
査審議の手續などについて定めるものでございます。第2条は審査会の設置、第3条は定義、
第4条は所掌事務ということになります。開示決定や審査請求に関する事項などを審議する
というものでございます。第5条からは組織についてを規定しておりまして、委員は5人以
内で組織するというものです。第9条は審査会の調査権限、第10条からは意見陳述に関わる
もの、次ページへいっていただきまして、第13条は審査請求に関わる調査審議手續の非公開、
第14条は答申書の送付、第15条は審査請求に関する調査審議以外の調査審議の規定、第16
条は委任事項、第17条は罰則ということになります。

それ以降は附則になりますが、今までの情報公開、個人情報保護審査会が廃止になります
ので、その経過措置や先ほどの議案第11号と同じく関係する条例を附則で改正するというも
ので、4ページの第6条は特別職で非常勤のもの及び各種委員会の委員報酬の条例の改正、
それから、次ページへいっていただきまして、第7条手数料徴収条例の一部改正というこ
とになります。この一部改正への新旧対照表が次のページからというものでございます。

この新旧対照表の説明でございますが、まず(1)とある1ページ目ですが、情報公開審査
会委員を改正いたしまして、情報公開・個人情報保護審査会委員と改正をいたします。そし
て、個人情報保護審査会委員と情報公開制度運営委員は削除と、削るということになります。

最後のページへいっていただきまして、手数料徴収条例の一部改正では、第2条の手数料
の種類、金額に、この審査会に提出された意見書や資料の写しの交付手数料を加えるとい
う改正で、その手数料については無料とするというものでございます。

次の第6条でございますが、手数料の免除について審査会が認めたときは免除になるとい
う規定を加えるものでございます。

続きまして、議案の第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についての説明

でございます。

これについては一部改正ですので、新旧対照表をご覧ください。

改正前は第6条、第7条で公開しなくてもよいものはこれとこれというような表記でございましたが、改正後は次の場合を除いて公開しなければならないという表記に改正をするものでございます。

次に、ちょっと飛びまして、5ページ、最後の1枚ですけれども、5ページのところの第10条をご覧ください。

開示請求に対する決定までを15日以内とあったんですけれども、それを30日以内に改正するというものでございます。法におきましては、30日を規定しておりますので、そこに合わせるということでございます。

第5項、それから一番下のほうにある第5項ですが、委員会を東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会に改正をするというものでございます。

最後のページにいていただきまして、第14条は情報公開審査会の設置規定でございましたが、東吾妻町情報公開個人情報保護審査会への条例を新たにつくりますので、この部分については、東吾妻町情報公開個人情報保護審査会への諮問という形に改正をしていくというものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本4件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに9,239万9,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を89億6,593万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費補正のほか、国の補正予算に伴う出産・子育て応援交付金の追加や、電気料の高騰に伴う追加補正などが主な内容でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

初めに、第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ9,239万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ89億6,593万1,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正となります。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。2款総務費、8項事業費、事業名がコンベンションホール大規模改修事業といたしまして、7,060万円の追加のお願いでございます。

第3表、地方債補正につきましては、防災行政無線デジタル化事業（緊急防災・減災事業債）600万円の追加となります。

続きまして、9ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

11款地方交付税につきましては、普通地方交付税8,372万5,000円の追加となります。

15款1項1目民生費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金69万4,000円の減額です。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金110万円の追加、2目民生費国庫補助金につきましては、出産・子育て応援交付金240万円の追加となります。こちらは国の2次補正予算に計上されました交付金事業に伴う追加でございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金122万5,000円の追加となります。

10ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金194万3,000

円の減額となります。

2項1目総務費県補助金につきましては、交通指導員活動促進事業補助金1万4,000円の減額、2目民生費県補助金につきましては、出産・子育て応援交付金60万円の追加となります。

続きまして、22款1項1目総務債につきましては、防災行政無線デジタル化事業債（緊急防災・減災事業債）600万円の追加となります。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、歳出の説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございます。説明欄をご覧ください。

人事院勧告などによる人件費補正42万1,000円の追加でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございますが、職員人件費としまして364万3,000円の追加でございます。人事院勧告による勤勉手当と職員共済組合負担金の追加が主なものとなります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 3目財政管理費につきましては、時間外勤務手当8万円の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（武井幸二君） お世話になります。

続きましては、4目会計管理費でございます。67万7,000円の追加のお願いでございます。

3節職員手当等24万3,000円につきましては時間外勤務手当の追加でございます。

1枚はぐっていただきまして、11節役務費からはデータ伝送業務移行のための経費でございます。14節工事請負費15万6,000円は光回線の工事費、17節備品購入費17万6,000円はパソコン等備品の購入費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、5目財産管理費でございます。

庁舎管理事業として375万8,000円の追加です。9月議会でお世話になり、電気料を補正しましたけれども、なおも電気料が高騰しているということで、その対応に252万円を追加するものでございます。以降、電気料の補正理由につきましては、電気料高騰による補正ということでお願いをいたします。

庁舎修繕の50万円につきましては、停電時にファクスや防災無線室のエアコンが使えるようにするための費用ということでございます。

施設管理委託料につきましては、庁舎内の清掃等の追加費用73万8,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、9目企画費につきましては、一部事務組合負担金1,000円の追加となります。こちらは吾妻広域町村圏振興整備組合に係る負担金の追加でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、11目の支所費でございますが、電気料150万円と地域開発事業特別会計繰出金の428万9,000円の追加でございます。繰出金につきましては、地域開発事業特別会計の補正にてご説明をさせていただきます。

次に、12目簡易郵便局費5万4,000円は人事院勧告による補正でございます。

次の13目の交通対策費は、財源内訳を国県支出金から一般財源へ変更するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 13ページをお願いします。

14目電算業務費につきましては、時間外勤務手当6万円の追加でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

続いて、17目地域活性化対策費、地域活性化事業に535万6,000円の追加でございます。

2節給料から4節共済費まで、合計35万6,000円は人件費差額計算に基づく会計年度任用職員の人件費追加でございます。

18節定住促進事業住宅取得奨励補助金500万円の追加でございますが、11月末現在で、11件の交付申請があり、当初予算額は1,000万円でございますが、既に予算に不足が生じる状況となっております。今後、12月から3月までの間において、新たな申請も想定されることから今後の新規申請見込み分として5件分、500万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、18目交流事業推進費につきましては、都市交流推進事業39万9,000円の減額となります。こちらはふるさと祭が開催されなかったことや、高円寺阿波踊り大会への不参加による減額でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして20目の諸費でございます。防犯事業として防犯灯の電気料を56万7,000円追加するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

続きまして、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費54万4,000円の増額のお願ひでございます。

14ページ説明欄をご覧ください。

2節一般職給料（11名分）15万1,000円の増額及び3節職員手当等は住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当の36万3,000円の増額。4節共済費は職員共済組合負担金3万円の追加のお願ひでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） お世話になります。

3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、給与改定による人件費や個人番号カードの申請交付に伴います時間外窓口の開設関連費用のほか、15ページになりますけれども、オンラインによる転出転入予約手続を法的に実施するための支援システムの導入費用、352万円などを計上しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

7項1目ダム対策総務費1万9,000円の追加のお願ひでございます。人事院勧告に伴う人

件費の追加ということになります。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） よろしくお願いたします。

2款8項1目のコンベンションホール管理費でございますが、燃料高騰によるガス代の追加の願、44万円追加の願でございます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、2目道の駅管理事業に97万円の追加でございます。10節庁舎等修繕料につきましては、当初予算額30万円で執行しているところですが、各種設備修繕等により、11月末現在で予算をほぼ使い切っている状況となっております。これから冬季を迎えるに当たり、緊急修繕等の必要性があった場合対応できるように、今回20万円の追加をお願いするものでございます。

続いて、16ページに移っていただきまして、17節備品購入費77万円は、厨房内の食器洗浄機の購入費用でございます。開業当初から使用してきた食器洗浄機が老朽化により故障し、業務に支障を来す状況となったため、今回、更新を行うものでございます。

続いて、3目桔梗館管理費に159万9,000円の追加でございます。10節需用費、庁舎等修繕料50万円の追加は、給湯用消音ポンプの修繕費用30万円、そのほか道の駅同様冬季における緊急修繕等対応のための20万円、合わせて50万円の追加をお願いするものでございます。

14節工事請負費12万9,000円の追加ですが、桔梗館におきましては新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業として、トイレ洋式化、洗面器、自動水栓化など、各種感染症対策工事を現在順次施工中でございますが、部材価格高騰の影響により、現状予算に不足が生じる状況となっており、これを補うため今回不足分である12万9,000円の追加をお願いするものでございます。

続いて、21節補填金といたしまして97万円の追加でございます。今年5月31日に発生した源泉ポンプの故障により、6月11日から8月9日まで56日間、沸かし湯による仮営業を行ってまいりました。これにより、湯張りのための水道水及び湯を沸かすためのボイラー燃料である重油の使用料が通常営業時よりも増加することとなりました。源泉ポンプの故障は設備の老朽化に起因するものでありますので、この増額分につきまして、指定管理者に対し補填するものでございます。

算出に当たりましては水道、重油、それぞれ過去5年間の月当たり平均使用量、それと仮

営業期間中の月当たり平均使用量、それぞれを比較いたしまして、その差分を仮営業に伴う増加分として算出した上で、それぞれの単価を乗じて得た金額としております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

(午前11時00分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時10分)

○議長（須崎幸一君） 説明願ひます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費、社会福祉事業は、給料、職員手当等の人件費60万2,000円の追加のお願いでございます。

4目老人福祉費、地域包括支援センター事業につきましても、人件費14万2,000円の追加のお願いでございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 17ページをお願いします。

6目国民健康保険費ですが、給与改定などによる人件費を追加しているほか、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金で197万4,000円を減額しています。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 2項児童福祉費、1目児童措置費、子育て支援費360万円の追加のお願いは、11月8日に閣議決定されました妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施となります出産・子育て応援交付金でございます。妊娠届出時と出産

届出後の2回に分け、面談を受けてアンケートに回答した方に対して、各5万円の給付となります。今年度に出産された方は10万円給付、今年度妊娠届出された方は5万円給付で、40名分を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願ひいたします。

2目保育所費では、保育所運営事業に285万4,000円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当10万6,000円の追加を含みます人件費補正のほか、次ページに説明がございすが、10節需用費では、賄材料費として50万円の追加をお願いいたしてあります。

18ページをお願いいたします。

3目学童保育費では、学童保育事業に85万5,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節需用費では電気料15万円と水道料10万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

4款衛生費、1項1目の保健衛生総務費、保健総務費は人件費67万6,000円の追加のお願いでございます。

19ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金451万3,000円の減額につきましては、後ほど特別会計で説明させていただきます。

2目の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業122万5,000円の追加は、オミクロン株対応ワクチン接種に係る会計年度任用職員等人件費、消耗品、健康管理システム改修委託料でございます。

3目母子保健費、母子医療給付事業7万9,000円の追加は、令和3年度養育医療国庫県費補助金返還金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 6目環境衛生費ですが、当初計画を上回る見込みの申請が予想されることから、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を100万円追加するものでございます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 8目保健センター管理費は燃料高騰による電気料19万5,000

円の追加のお願いでございます。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目簡易水道費でございます。27節の簡易水道特別会計への繰出金487万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。20ページをお願いします。

6款1項1目の農業委員会費17万9,000円の追加のお願いでございます。人事院勧告による追加でございます。

6款1項2目の農業総務費44万2,000円の追加のお願いでございます。人事院勧告による追加と職員の住所変更によるものでございます。

続きまして、3目農業振興費、農業機械導入事業補助金50万円の追加と、農作物被害対策事業補助金20万円の追加のお願いでございます。ともに要望の増による追加でございます。

6目農地費では、町単小規模土地改良事業300万円の追加のお願いでございます。重機等借上料200万円、工事材料費100万円の追加です。7月の豪雨及び区長要望の増による追加でございます。

次に、2項1目の林業振興費では、林業振興費、時間外勤務手当4万9,000円、新たに森林環境譲与税を使って民有林の造林保育のために民有林造林保育事業補助金390万円の追加のお願いでございます。有害鳥獣捕獲事業、時間外勤務手当2万5,000円、地域おこし協力隊時間外勤務手当3万2,000円の追加でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて22ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費、2節給料から4節共済費まで合計30万2,000円の追加は、人件費差額計算に基づく商工観光係職員4名に係る人件費の追加でございます。

続いて、2目商工振興費、商工業対策事業、18節住宅新築改修等補助金として、1,000万円の追加でございます。11月末現在で、昨年度のケースを上回る80件の交付申請があり、予算額1,000万円に対し、既に240万円ほど超過する状況となっております。例年の実績から勘案いたしますと、今後の新たな申請も50件程度あるものと推測がされます。したがいま

して、現時点での不足分と今後の申請見込分合わせて合計1,000万円を追加し、町民の住環境向上と町内商工業の活性化を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 8款1項1目道路橋りょう総務費116万8,000円の追加のお願いでございます。こちらにつきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

1項2目道路維持費224万円の減額のお願いでございます。道路凍結防止剤の原材料費の値上がり及び凍結防止剤散布車購入に伴う凍結防止剤の購入費の費用226万円の追加でございます。また、県営事業、榛名西麓2期事業の事業費確定による負担金450万円の減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2項都市計画費、2目下水道費です。27節繰出金、下水道事業特別会計繰出金に230万6,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございます。消防詰所の電気料24万円の追加でございます。

続いて、3目防災費611万4,000円の追加でございます。主なものは防災行政無線の屋外子局の移設による工事請負費600万円でございます。川戸の旧原町保育所があったところに防災行政無線の屋外スピーカーがあるんですが、地権者の要望もありまして、隣接地に移設をするというものでございます。

電気料につきましては、防災行政無線に関わるもので9万円、通信運搬費2万4,000円につきましては、防災用の衛星電話の通信料の値上げによる追加でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 24ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費、2目事務局費では、事務局費に303万2,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

事務局費306万5,000円の追加は時間外勤務手当70万円の追加を含みます人件費補正のほ

か、10節の備品等修繕料10万円の追加は、児童生徒が使用いたしておりますクロームブックの修繕料でございます。

また、22節還付金及び還付加算金は、昨年度施工いたしました太田小学校改修事業により食堂部分を財産処分したことに伴い、平成29年度に国庫補助事業として施工いたしました太田小学校空調設備設置工事に係る国庫納付金として39万円の追加をお願いするものでございます。

次の外国語教育コーディネーター事業は人件費を3万3,000円減額するものでございます。

続きまして、5目給食センター運営管理費137万6,000円の追加は、人件費補正のほか、10節需用費では食缶や食器籠購入に伴う消耗品費84万1,000円の追加などをお願いいたしております。

次に、6目外国青年招致事業費は人件費を42万6,000円減額するものでございます。

2項小学校費、1目小学校学校管理費では、学校管理費事務局分に224万2,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節では電気料200万円の追加をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目中学校学校管理費では、学校管理費事務局分に574万8,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節庁舎等修繕料では、テニスコートのネット支柱修繕や教室の引き戸修繕等のため、77万円の追加をお願いいたしております。

また、12節の測量・設計・監理委託料499万4,000円の追加は東吾妻中学校屋内運動場改築事業の実施に向けた技術的支援業務のための委託料でございます。

次に、4項こども園費、1目こども園管理費では、こども園管理費事務局分に1,235万7,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節では電気料700万円の追加をお願いいたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋昇君） お世話になります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、493万9,000円の追加のお願いでございます。人事院勧告等による人件費補正でございます。

1節の会計年度任用職員の報酬が310万円でございますが、こちらにつきましては再任用職員から会計年度任用職員に1名替わっております。その関係の整理による310万円の追加

のお願いでございます。

27ページ、2目の公民館費、坂上公民館運営費で28万3,000円の追加のお願いでございます。

すみません、次ページの28ページをお願いします。

燃料費で2万円、それから電気料、ガス代等で6万6,000円と1万円の追加のお願いでございます。工事請負費の18万7,000円につきましては、坂上公民館の大会議室の床材の貼り替えの工事を行いました。床と壁のすりつけのところの垂木を外したところ、壁の下地の石膏ボードの傷みがひどくて修繕が必要となり、追加をお願いするものでございます。なお、工事のほうは流用させていただきまして、進めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4目青少年対策費でございますが、杉並子ども交流事業163万1,000円の減額の補正でございます。8月に計画をしておりました杉並・東吾妻子ども交流会の費用について、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止のために中止をしたものですから、その分の減額補正をするものでございます。

続きまして、6項1目保健体育総務費37万9,000円の追加のお願いでございます。こちらにつきましては、職員の時間外手当の追加でございます。

3目の施設管理費17万9,000円の追加のお願いでございますが、こちらにつきましては燃料費の補正でございます。施設管理で使います機械器具の燃料、それからガソリン代、灯油等でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ1億2,494万7,000円増額し、予算の総額を17億3,292万5,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ49万6,000円増額し、予算の総額を7,153万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 7ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入ですが、1款国民健康保険税は、賦課徴収の見通しにより増額するものでございます。

5款県支出金は、歳出の保険給付費の財源となる保険給付費等交付金を8,671万3,000円増額するものでございます。

8ページをお願いします。

7款繰入金は、保険基盤安定制度、財政安定支援事業などの財政支援措置の確定見通しにより、一般会計繰入金を減額するほか、国民健康保険基金を2,397万5,000円取り崩し、国民健康保険事業納付金の財源とするものでございます。

8款繰越金は前年度繰越金の確定によるものです。

9ページをお願いします。

9款延滞金は徴収の見通しにより増額するものでございます。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算の見込みによるものでございます。

10ページをお願いします。

歳出になります。

2款保険給付費は受診率の伸びや保険適用の高度医療増加などがあり、今後も継続した給付が見込まれることから、療養給付費、療養費、審査手数料、高額療養費を合計で8,671万3,000円増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は一般被保険者医療費給付費分を増額、11ページになりますけれども、一般被保険者後期高齢者医療支援金等分を減額、さらに介護納付金を増額し、

合計で3,558万5,000円増額するものでございます。

6款諸支出金は、保険者に対する概算で措置された交付金などの財政支援に関しまして、還付金として清算をするものを増額するものでございます。

続きまして、13ページをお願いします。

施設勘定の歳入です。

1款診療収入は、新型コロナウイルスワクチン接種の受託事業収入を38万6,000円追加するものでございます。

4款繰入金は、繰越金の確定に伴います歳入財源の組替えにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款繰越金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費は給与改定などにより職員人件費を追加するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに443万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,824万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、4款2項1目一般会計より繰入金として428万9,000円の追加でございます。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金確定による14万9,000円の追加となります。

次に、歳出でございますが、1款1項1目宅地造成事業費は、財源の変更でございます。

次に、1款2項1目情報通信施設事業費では443万8,000円の追加となります。賠償金として443万8,000円を群馬県に支払うわけでございますが、これは地域開発事業特別会計が課税事業者となるという話は9月議会でおつなぎをしたところですが、これによりまして昨年度の上信自動車道建設に伴う光ケーブルの移設工事、それで移転の補償費として県からありました工事費の全額を頂いたわけですけれども、課税事業者につきましては、減耗分をみるということでその減耗分を県に返還するというもので、その額が443万8,000円ということでございます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ530万6,000円を追加して、総額をそれぞれ5億7,373万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、電気料の値上げに伴う追加補正、浄化槽設置工事費の追加が主な内容でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

予算書の4ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

2款1項使用料、2目浄化槽使用料、設置時使用料に64万6,000円の追加のお願いでございます。設置基数が増えたことによる追加となります。

3款国庫支出金、1項1目生活排水費国庫補助金、浄化槽整備事業国庫補助金に182万4,000円の追加のお願いです。こちらも設置基数が増えたことに伴う追加でございます。

4款県支出金、1項1目県補助金、浄化槽市町村整備費県補助金18万6,000円の追加のお願いでございます。浄化槽の設置基数が増えたことによる追加でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金に230万6,000円の追加でございます。浄化槽の設置基数が増えたことによる追加でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

7款諸収入、2項1目の雑入でございますけれども、34万4,000円の追加のお願いになります。これは、浄化槽整備事業の附帯工事費というものがございまして、浄化槽の上に車が乗ってもその加重に耐えられるような駐車場仕様とっておりますけれども、そちらの工事費の追加分の追加になります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、35万6,000円の追加のお願いです。人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

2款建設費、1項1目建設事業費に302万円の追加のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。10節の需用費の2万円は燃料費でございます。公共下水道事業、農業集落排水で管理をしている公用車にかかる燃料代の追加になります。

14節の浄化槽整備事業費の工事請負費に300万円の追加のお願いでございます。こちらは10月28日の臨時会でも追加補正をお認めいただいたところでございますが、その後、新たに、新しいトイレで新年を迎えたいという方の申請がございましたので、追加をお願いする

ものでございます。

7ページをご覧ください。

3款の施設費、1項1目の施設管理費ですが、需用費に193万円の追加のお願いでございます。これにつきましては電気料金の高騰に伴う電気料の追加になります。公共下水道事業費に90万円、農業集落排水箱島岡島地区に52万円、同じく岩下矢倉地区に51万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ487万5,000円を追加して、総額をそれぞれ1億4,591万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、電気料の値上げに伴う追加補正、庁舎等修繕料の追加が主な内容でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、4ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

3款繰入金、1項1目繰入金ですが、一般会計繰入金487万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

1 款簡易水道費、1 項 1 目維持管理費に487万5,000円の追加のお願いでございます。内訳でございますが、2 節から 4 節及び18節は時間外手当20万円を含みます人事院勧告に伴う人件費の追加になります。10節の電気料47万4,000円は電気料金の値上げに伴う追加となります。

それから、庁舎等修繕料350万円につきましては、冬の期間を迎えまして水道管の破裂や配水機器類の故障等が懸念をされますので、今後の対応に備えるための追加のお願いになります。

それから、26節公課費の消費税納付金に36万6,000円の追加のお願いでございます。令和4年度申告納付額の不足分の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第14号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます財産は、町内の地域情報通信格差の解消のため、国の助成制度、平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して、岩島、坂上地区に整備いたしました光ファイバーケーブル設備及び附属設備でございます。この設備は東日本電信電話株式会社とのIRU契約により、光通信サービスを提供する公設民営方式の整備を実施いたしました。10年間の長期賃貸借契約は令和3年2月14日に満了を迎え、その後5年間契約延長をしております。

光ファイバーケーブルは10年の耐用年数を経過し、今後は多額の設備更新費用が見込まれます。町の財政的負担と維持管理に係る人的負担を削減するとともに、災害時の迅速な対応

や効率化、効果的な整備、また該当地域における利用者への継続的かつ安定的なサービス提供を実現するため、総務省のガイドラインに基づき、現契約の相手方であります東日本電信電話株式会社と協議を行った結果、譲渡の受入れについて内諾をいただきました。つきましては設備の民間移行に伴う財産の無償譲渡につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 岩島・坂上地区を対象としたブロードバンド事業であります光ファイバー網の整備につきましては、国の地域情報通信基盤整備事業として、総事業費3億8,692万5,000円のうち、交付金として3億8,213万9,000円の助成を受け、平成22年度に事業が完了いたしました。この事業は採算性等の問題から民間事業者による光ファイバー網の整備が進まない過疎地域等において、町が整備して電気通信事業者に開放し、有効活用を促進することで、地理的条件格差の解消を図るものでございます。

長期賃貸借契約につきましては、破棄し得ない使用权、IRU契約により、当事者間の合意がない限り、破棄または終了させることができない長期安定的な賃貸借契約として東日本電信電話株式会社と10年間の契約を締結いたしました。令和3年2月14日に満了を迎え、その後5年間の期間延長の変更契約を締結しております。

総務省所管、一般会計補助金等に係る財産処分承認基準におきまして、総務省の補助金で整備した公設設備は完了後10年以上経過した設備の無償譲渡に関しまして、総務省に報告を行うことで、事業者に対して譲渡が可能となります。

また、現在、ご利用されている皆様につきましては、無償譲渡に伴う負担は一切ございません。

譲渡時期につきましては、光ケーブル用電柱用地の賃貸借契約の更新時期となります今年度末を区切りとして、令和5年3月31日に無償譲渡を行うため、手続を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、配付させていただいた資料のとおりでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第15号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人 愛星会を指定する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○町長（中澤恒喜君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは説明させていただきます。

議案書の裏面、指定管理者の候補者の選定について答申をご覧ください。

ひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、令和5年3月31日で指定期間が満了になることから、8月23日の指定管理者選定委員会で公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により公募することに決定いたしました。

9月6日に公募を開始し、20日までの公募参加表明提出期限としたところ、2事業者の応募があり、10月5日に公募説明会、10月14日までを提案書提出期限といたしました。10月24日に指定管理者選定委員会で提案書の事前調査、審査基準を決定し、11月2日の指定管理者選定委員会で応募された2事業者の候補者面接、最終審査を行いました。

11月8日に指定管理者選定委員会から町長へ候補者の選定について答申をいただきました。この答申に基づき、11月24日に優先交渉権者と指定管理者協定書の締結ができましたので、

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者につきましては、社会福祉法人 愛星会 理事長 茂木伸一で、指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で、指定管理料は年間1,250万円、5年間で6,250万円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎発委第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第20、発委第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願ひます。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇）

○議会運営委員長（青柳はるみ君） それでは、東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、議員定数を14人から12人に改めるものです。

主な理由として、当町の人口減少によることが最大の理由です。議員定数をおおむね1,000人に1人を基準として考えて12人としました。

また、人口規模で1万人以上、1万5,000人未満の町村議会は、県内6町村議会ありますが、当町議会以外は定数は全て12人となっています。他町村議会と比較しましても、定数12人にすることは町民の皆様にご理解いただけるものと思います。

以上、提案理由といたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎発委第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第21、発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇）

○議会運営委員長（青柳はるみ君） それでは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、議員報酬を平成18年、町村合併時の旧吾妻町議会議員の報酬額に戻すもので、現行額より約5%見直しするものです。また、期末手当の額についても、合併時に戻すことで、議員報酬の月額に、その額に役職加算として20%の割増を加えて、期末手当の係数を乗じて得た額とするものです。ただし、前提条件として、定数が12人になった場合を想定しています。また、定数が否決された場合は提案の取下げをする予定です。

主な理由として、合併から17年目になりまして、その財政状況の経過を見ますと、町の財政健全化が着実に図られて、将来に対し、そのめどが立ったと判断するものです。議員定数の削減により、議員1人1人の議員活動や、議会活動の負担が増えることを加味すれば、必要な見直しと考えます。財政負担については、定数削減をすることにより、現行より増加することはありません。したがって、住民の皆さんのご理解を得られると思います。

以上、提案理由といたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎発委第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第22、発委第3号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明をお願いします。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇）

○議会運営委員長（青柳はるみ君） 発委第3号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

現在、東吾妻町議会につきましては、先ほど町長から議案第10号で条例廃止の提案がなされた東吾妻町個人情報保護条例の実施機関に含まれております。しかし、地方公共団体の個人情報保護制度では、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになり、地方公共団体の議会については国会や裁判所との整合を図る観点から、この共通ルールの適用対象から除かれることになりました。

そこで、議会においても従来どおり個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいため、新たに東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条例案をご覧ください。

第1章は総則として、条例の目的、個人情報の定義、議会の責務について規定しています。第2章は個人情報の取扱いについて、第3章は個人情報ファイルについての規定、第4章は個人情報の開示についての規定や、個人情報の訂正についての規定、個人情報の利用停止についての規定、審査、請求についての規定でございます。第5章は雑則、第6章は罰則について規定しております。

なお、附則にございますとおり、本条例につきましては令和5年4月1日からの施行を予定しております。議員各位におかれましては本案にご理解をいただき、その趣旨にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第23、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は12月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時00分）

令和 4 年 12 月 14 日（水曜日）

（第 2 号）

令和4年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月14日(水)午前10時開議

- 第1 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第2 議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第3 議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第9号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例について
- 第6 議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第7 議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第8 議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第10 議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 第15 議案第15号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第16 発委第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 第17 発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第18 発委第3号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例について
- 第19 陳情書の委員会審査報告
- 第20 委員会報告について
- 第21 閉会中の継続審査(調査)事件について

第 2 2 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 日 出 来 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保 健 福 祉 課 長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社 会 教 育 課 長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	水 出 淳	議 会 事 務 局 長 係	西 卷 雅 子
議 会 事 務 局 任 主	田 中 康 夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さんおはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、換気のため、ドアや窓を開けたままの状態で開催を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用を許可いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第6号～議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計3件を一括議題と

いたします。

本3件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長の説明のとおり、議案第6号、7号、8号、一括提案されておりますので、関連ございますので、質疑をさせていただきます。

基本的には人事院勧告のもの、これについては理解をしておるわけでございますけれども、議案第7号、この東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、この部分について町長にお伺いしたいというふうに存じます。

ここについては、1条については人事院勧告の基、理解は当然できるわけでありましてけれども、第2条について、この部分については期末手当の額、給料月額とその額の100分の20の割合を乗じるということでございます。この提案理由を町長からきちっとお示しいただきたい。と同時に今回議案第6号において議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ここにはその特別職の100分の20の部分が載っていない。この整合性について、取りあえず2件お伺いしたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号の第2条については、役職加算のことだというふうに思いますが、これにつきましては、平成21年以来の復活した数字だということでございます。議員の役職加算につきましては、議員の皆さんの発委ということでございますので、そのようなことになっておるところでございます。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ただいまの説明で、役職加算の20%、それはそうでしょう。私はそういうことを言っているわけではなくて、どういう思いで今のこの12月定例会に提出してきたんだということを町長にお聞きしたかったんです。議員は議員で委員会発議するんだからいいだろうという話なのかよく分かりませんが、本来であれば同じことなので、議会運営委員会、私はメンバーではありませんからよく分かりませんが、そういった中で、やはり整合性を取って、やはり町長は自分さえ上がればいいやという性格じゃないというのは、私、存じていますので、本来であれば同じ特別職として、議案として出したらどうだという話になったのかな、ならなかったのかなというようなふうに、一般論としてちょっと今

回の提案の流れを見ると感じるものですから、その辺の何というんですか、役職加算が以前についていたから、今時点で上げるんだというふうにとれたんですけども、それでいいんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員の皆さんの20%の加算につきましては、委員会のほうで発委をするということでございます。そういうお話を聞きましたので、執行部側からの議案につきましては20%加算というものは乗っけなかったということであります。

そして、特別職の役職加算につきましては、平成21年の段階で削除、削減されたということでございますので、一般的に県内の状況につきましては、これは行われているものでございます。職員につきましても同じコロナ禍の中にあって苦勞しているわけでございます。今回復活をさせたと、元に戻したということでございます。これによって、コロナ禍に立ち向かう、また仕事に大いに励んでいただけるというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 職員の部分について、当然理解できるんですよ。私はその部分については触れていないんですけども、要は何か町長からそういう答弁をいただくと、執行部側の特別職については便乗値上げのようにちょっと感ずるんですけども、本来であれば、やはりこれだけのことですから、我が町においては特別職報酬審議会の条例が制定されています。本来であればそういったような段取りを踏んで上げてくるという、上程してくるということが常識かなというふうに感じますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、平成21年の段階で削減をされてきたということでありまして、これは上げるということではなくて、元に戻したという状況でございますので、報酬審議会云々のお話にはならないというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

元に戻すと言うんですけども、私も思い出しました。ちょっと説明させていただきますと、具体的にこの辺について知っているのは、この中には須崎議員、私、青柳議員が当時この部分に関わったというふうに認識しております。ですから、中澤町長の前任者の茂木町長のときに、まず議員の特別加算については発議で削減された。それが平成19年の12月だったと思います。そして、2年後の21年の5月の臨時会において、これは総務建設常任

委員会の委員長であった方が発委ということで削減の発委を出したと。これに対して不服ということで、当時の町長は再議を求めたけれども、それは通らなかった。そして、現在までこういう状況で来たと。

そうすると、一般論で言うとほかの行政では役職加算がついている、だから戻したんだ、戻すんだというような話になろうかと思えますけれども、今の町長、副町長について、現行の報酬の状態の中で当選してきているんです。だから、言葉を変えれば確かに戻すという意味合いもあるかもしれないけれども、一般論からすると報酬を上げるんだというふうにはしか町民は取れないんだと思います。

だから、町長はどこに目線があるのか。だから、おとといの全員協議会においても水道料金の値上げの部分、ご負担いただくという部分について質問もさせていただきました。そのときについては、まだ町民の皆様は経済状況がよくない、これは要約しますけれども、もう少し町長は述べたと思えますけれども、要約すると経済状況はよくない、そういう中で10%なり上げるとするのは、ちょっと先送りしようじゃないかという気持ちがあったんだと思う。けれども、自分たちは役職加算を上げるんだ、元に戻すんだ、どこに町長は目線があるんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご理解がそのような状況であるというふうに理解をしているところでございます。

こういった現在のコロナ禍にありまして、それぞれの立場でしっかり仕事をしていかなければならないということは当然でございますので、このような点から議員の皆さんの役職加算、職員の加算等も考え、考慮に入れながら、さらにしっかりと仕事をやっていくための措置だということになって、考えているわけでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） そうすると、町長も答弁に少し困るのかもしれませんが、その役職加算がないとしっかりと仕事を、今以上にしっかりと仕事をしてもらうんだと。けれども、今までも一生懸命仕事していただいているんです。本当のこの役職加算というものが、私は誇らしいと思っていたんですよ。我が町は役職加算がないんですよ。けれども、一生懸命仕事をやってこういうような状況に今、あるんですよ。私は誇らしいと思えますよ、そういう意味では。けれども、これだけコロナ禍で群馬県においても全国的においても、第8波だと言われている中、国においても経済支援という予算、何兆円という形で組んで、こ

れから中小企業、または小規模事業者の皆さんに対しても補助していくんだというような中、今何で上げなくちゃいけないんだとすごく不思議なんですよ、元に戻すんだと言うけれども。だから、その辺のきちっとした論議と言うものが私は尽くされていないような気がするんです。

先ほど以来の説明だと、何か議会側の、これは議会とは言いません。委員会です。議会運営委員会が先走って、ある意味、その発委でもうやると。やるから便乗で執行部側も提出してきたんだというようにちょっと聞こえちゃうんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは竹淵議員の捉え方というふうに私は理解をしています。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 私が質問しているんですから、それはそうですよ。だけれども、それは、それはないじゃないですか。あんたがそういうふうにとっているだけでしょうという今、言いぐさですよ。それはちょっと失礼だと思いますよ。そうじゃなくて、本当の町長が提案しているんですから、町長の思いというものを聞きたいんですよ。町民目線で政治をやっているわけでしょ。私だって町長の性格だって分かっていますよ、優しいしね、温厚だし。だけれども、町長らしくないなと思っているから質問しているんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 便乗値上げというふうな言葉から、今述べたところでございます。

こういった点につきまして、委員会発委で議員の皆様の加算と職員の加算等が審議される中で、やはり平成21年以来の非常に画期的な復活的な、元に戻す議案でございますので、こういう足並みをそろえて行うということがよいのではないかというふうに感じたのでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 何となく分かるんですけども、その足並みをそろえるという意味が分からないんですよ。足並みをそろえるということは、じゃ、どっちが先だったんですか。一般論で申し上げますと、議案の中に今回議員の部分については、第2条的なものはないんですよ。ないから、発委で、委員会は委員会で作るんだというふうに一般論としては捉えられると思うんです。どうなんですか、その辺は。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 委員会発委という議員の皆様の決断です、そういったものを重く受け止めて行ったということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、議員、議会側の委員会、議会運営委員会のほうが、もう発委するよと。そういう状況下の中で執行部が急遽この条例に入れてきたというふうに取りれますけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これも先ほどお話ししたことですけれども、平成21年以来の案件でございますので、こういった状況の中で今回行うのが時期としてはよいのではないかというふうに思ったところでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、繰り返しますが平成21年に削減され、復活は今なんだと。これだけ第8波だという中、そしてまた、エネルギー事情も世界的に高騰をしている中、我々特別職だけそういったものを復活させると、実質的には報酬の値上げですよ。今がベストだという考えだということですね。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては先ほども申しあげましたように、議員の皆さんの加算、職員の加算等の中で、やはり懸案の事項でございましたので、ここで提案をするということになったのでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 提案が必要だと思ったというのがよく分からないんですよ。私は町長の思いを聞いているんです。それで、議会側は議会側で議会の中の一部の委員会が発委するという、これは、これから出てくる話ですよ。町長がおっしゃっているのは、議会側も足並みをそろえろと言うのであれば、議会運営委員会というのがあるわけだから、本来はそこでこの議案に特別職と同じような条件で載せてくるということが常識だというふうに私は思うんですよ。それが、私は町長の思いじゃないのかなというふうに思うんですが、それが今回ちぐはぐなんです。非常にバランスが悪いんですよ。

一般論で申し上げますが、執行部側が議会の特別職について配慮がなかった。例えば、配慮がなかったものだから、議会の議運の委員会が自ら発委するんだというふうにしか取れないんですよ、この流れを見ると。だから、どっちが先かよく分かりませんが、でも、

町長の答弁の中ではどちらかという、発委のほうが先行しているというふうにおっしゃっているんだと思いますよ。どうなんですか、町長の思いというのは。本当にこの時期がベストだと思っているんですか、こういう状況下の中で。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、議員の加算、職員の加算等行う中で、やはりこの時期に行っていくのがいいのではないかというふうに思っております。平成21年
以来の課題でございますので、やはりこの時期に行っていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 同じ答弁の繰り返しなんだというふうに思いますけれども、私はできれば町長の本当の思いを、やはり聞きたいなというふうに思っているのもあって、事務的な話なんかどうでもいいわけですよ、正直言うとね。

やはり、今議論しているのは6号、7号、8号ですから、発委の部分についてこれから出てくる話なので、私が申し上げたいのは町長も理解はしていると思うんですけれども、6号、7号のバランスが非常に悪いわけですよ。本来であれば、町長の性格上、やはり私たちもこういうふうに復活させるんだから、復活させるんだからという思いがあるんだしたら、6号にだってちゃんと乗っけていくべきですよ、私はそう思いますよ。

一般論として申し上げますけれども、執行部側がそういう配慮がないから、議会側の一部の委員会が発委として自ら、自ら下げたんだから、平成19年のときに自ら下げたんだから復活させるんだというのも少し委員長からの説明もありましたけれども、それでも、第8波で非常に経済状況も悪い中、今がベストだとは到底私は理解できない、ですが、町長の思いというのはどこにあるんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 度々のご質問でございますけれども、やはり議員さんの加算、職員の加算等々同時期に行って、そして議員の皆様、職員、または執行部がこのコロナ禍に向かって、立ち向かって、しっかりと仕事をしていく一つの大きなきっかけになろうかと思っておりますので、今回役職加算につきましては元に戻させていただいたということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） よく分からないです。その復活、復活の思いのほうが大きいのかな。私は、やはり職員の部分については当然元に戻す、いいことだと思います。けれども、やはり我々特別職ですから、特に議員は生活給としていただいているわけじゃないので、この

辺は発委としてこれから出る話であって、その部分の議論というのは取りあえず今はよしませう。

私は本当に町長の本心が知りたかった。今回上げるのに何となく、何となくなんですけれども、私が感じたのは議会の委員会側が先行していて、じゃ、我々も上げようじゃないか。便乗的なちょっと便乗的と言われると面白くないと思いますよ。面白くないかもしれませんが、そういうふうに感じ取れるんですよ。じゃ、同時に出してきたんですか。議運のときに、議運のときに多分議運のメンバーに我々より先にこういうものを提出しますよと、出してくるわけですね。そのときにこの2条は入っていたんですか。それは説明願いますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お答えが重なる部分がありますけれども、やはり議員さんの加算、職員加算等、そういった状況の中で、これについても平成21年以来の大きな課題であったということでもありますので、足並みをそろえたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 同じ答弁の繰り返しなので、本当の意味での町長らしい発言というのが、答弁というのが得られない状況です、今。どちらかというとなら発委、これから出てくる発委の部分でそういう議員、議会側というか、委員会側の話があったから、後口で執行部のほうもこれを追加してきたというふうに理解しているんですけれども、そういうことでよろしいですか。

それとも、同時に委員会は委員会としてこういうことを考えているんだと。執行部側は執行部側として議会運営委員会のために、もうこの2条が入った状態でちゃんと説明して、ならば同じ考えだからいいやね、この状態でいいやね。議会側は発委すればいいや、執行部側は、じゃ、7条だけに入れておくからという話になったんですか。だって、そういうふうに、だって取れるじゃないですか。議会側は内容入っていないんだから。どっちなんです。大事な話ですよ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員の非常に熱心なご質問でございますけれども、これにつきましては今まで述べたとおりでございますので、やはりこの時期に行うことがいいのではないかとということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと整理しますけれども、過日の全員協議会のときに町民は決して今は経済状況がよくない。経済状況がよくないということを認識しつつも、本来であれば行政がきちっと苦渋の選択をしながら進める部分、進めなくてはいけない部分を先送りをしてでも、自分たちの報酬は上げる、元に戻す、上程するんだということによろしいですね。これは私の考えですけれども、町長、その辺どうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう考えではございません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） では、どういう思いなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどから申し述べておりますとおり、議員の皆さんの加算、職員の加算等の中で、この時期に行っていきたいということでございます。皆さんも、町民の皆さんも、議員の皆さんも、職員の皆さんも同じコロナ禍にあるわけでございますので、こういったことからさらに町民のために、このコロナ禍に立ち向かっていく仕事をしっかりしていただくために行っていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 今は、議案6号、7号、8号を議論しているんです。人勧の部分については私は理解していますし、職員の部分についても当然賛成です。私が言っているのは20%加算の部分。だけれども、私がこういう質問をすると、これから先に出てくる発委の部分を町長はおっしゃるんですよ。それはこれから出てくる話ですよ。今は6、7、8を言っているんです。町の特別職には入っているけれども、議会側には入っていないんですよ。そこを言っているんですよ。ちょっとバランス悪いですよ、どうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、議案として既に提出されているものでございますので、皆様ご理解をいただいているものと思っております。

説明重なりますけれども、先ほど申しましたようなことで今回課題でございますので行うということでございます。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

8番、小林議員。反対討論ですか、賛成討論ですか。

○8番（小林光一君） 議案第7号に対する反対討論です。

○議長（須崎幸一君） 議案第7号の反対討論ですね。

○8番（小林光一君） そうです。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩いたします。

(午前10時35分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（須崎幸一君） 最初に申し上げますが、先ほど議事進行に不手際がございまして、大変申し訳ございません。再開をいたしたいと思えます。

8番、小林議員の反対討論をお願いいたします。ご登壇をお願いいたします。

8番、小林議員。

(8番 小林光一君 登壇)

○8番（小林光一君） 3件の議案を一括して提案されております。

議案第6号、議案第8号については特に討論はありません。議案第7号についての反対討論でございます。

それでは、私は議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例の第1条については特に私としては理解しておりますが、第2条の部分の引上げについてですが、県内コロナ患者が過去最多の更新をする中、また、物価が高騰する中、町民が経済的に大変厳しい状況に置かれている現在、このタイミングでの特別職の給料の引上げについては好ましくなく、町民の理解が得られないと思います。

以上の理由で、議案第7号について反対を表明したいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

10番、竹淵議員。ご登壇願います。

（10番 竹淵博行君 登壇）

○10番（竹淵博行君） 議案第6号、7号、8号を一括提案されておりますけれども、7号について反対討論をさせていただきます。

先ほど以来、私の質疑の中で残念ながら町長の本当の思いというものがちょっと聞けなかったような気がしております。非常に残念でございます。

反対の理由といたしましては、町長及び副町長につきましては、就任以来その職を限定し就任し、規定の給与が定められていることから、それをさらに割り増しし、特別加算として20%加算する必要はないと私は判断いたします。さらに現在、日本中で第8波と言われるコロナ禍の中、そしてまた、世界規模のエネルギーの高騰、経済不況とも言われております。こういった中で町民も非常に厳しい生活環境下にある、そういった中で今値上げするのがベストなんだという町長の発言、これは誠にもって私は理解できないと思っております。

そして、本来これだけの大きな話ですから、我が町においては特別職報酬等審議会が条例で制定されています。こういったものをきちっと段取りを踏んで、やはりやるべきだというふうに思いますし、そして、過日の議員全員協議会において、上下水の値上げの話がございました。この1年かけて担当課中心に段取りを踏んできて、そして、本来であればこの10月に条例が出てきて、来年の4月から本来は上げないほうが町民の皆さんにとっては非常にありがたいことだけれども、だけれども、上げざるを得ない、こういったものを数年かけて議論してきて、ようやく上げられるような環境になってきた。だけれども、来年の春からは上げないんだと、この町長の理由は、町内の皆様方の経済環境はよくないんだと。

これはちょっと要約して言いますけれども、そういうことが理由であったというふうに私

は捉えています。だけれども、特別職は上げるんだということが提出されているんです。とてもじゃないけれども、町民目線で考えれば今がベストだとは到底思えません。

ぜひ、ご理解ある常識ある判断を議会の皆様方をお願いをして、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、6番起立、7番起立、9番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号～議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例について、日程第6、議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例について、日程第7、議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例について、日程第8、

議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についての計4件を一括議題といたします。

本4件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第10号 東吾妻町個人情報保護条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第11号 東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第12号 東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第13号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第2号 令和4年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第14号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 内容は理解しているんですけども、無償譲渡ということで裏面に数量等または工作物名等が載っておるんですけども、これを換算すると、資産とすると幾らなんですかね。だから、財産として当然把握していらっしゃるわけですから、その財産が

幾らで、それを当然無償譲渡という話になるんだと思うんですが、その辺ちょっと確認だけさせていただきますか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

今回財産の無償譲渡ということで提案させていただいております。こちらの工作物につきましては、基本的にはこの一覧表にあるとおりなんですけれども、光ファイバーケーブル、全長で約161キロあります。こちらにつきましては、総務省のほうで10年以上経過したものについては、基本的にはその財産価値をゼロとみなすということで、残存価格はございません。ただ、こちらの一覧表の下から3行、N T T局内設備と光ケーブルを接続する装置、ジャンパー、それから制御盤、バッテリー保管コンテナボックス、最後にコンテナ前室、この3つ合わせてI Pボックスと言っているんですけれども、このI Pボックスというのが三島唐堀地区に1か所、それから、大戸の塩の平に1か所ございます。こちらの耐用年数が31年ということですので、こちら、令和5年3月31日末現在の残存価格で換算しますと、合計で2,230万9,677円という金額が残存価格として、今年度末として残ります。

以上です。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第15号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第16、発委第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

12番、根津議員。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○12番（根津光儀君） 反対討論です。

○議長（須崎幸一君） 反対討論ですか。ご登壇願います。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 発委第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

反対の理由ですが、この発委につきまして、委員会審議の中に大きな誤りがありました。

経過を申し上げますと、委員長がこの件を私どもに諮る際に、議長から諮問されたとおっしゃいました。しかしながら、議長からの書面が提示されていません。言論の府ですから、言論によって物事を進めること、それは当然です。できると思います。しかしながら、議長から委員長に対して諮問する場面がありませんでした。また、議長から委員会に対してこの件について諮問申し上げますということは言われておりません。

しかしながら、委員長が諮問されたということですから、私どもは答申しなければならぬというふうに理解をいたしました。当然答申に向けて審議を行いました。どこかの時点でそれが答申の議論ではなくなってきました。そして、ある一定の方向に議論は進んでまいりましたが、答申の書面は作られませんでした。また、委員会の中で委員長から議長への答申はされませんでした。

いつの間にか本会議の席に向けて、上程されるというふうに議論がすり替えられてまいりました。答申作成への審議が本会議上程へすり替えられていった、このことは誤りであります。多くの誤り、あるいは欺き、そういったものに私は気づくことができませんでした。これは一般論ですが、ペテンの被害は間違いに気づくのは多くの場合最終局面においてであります。そういう意味で、審議の経過に誤りがあったというふうに気づいたのは、今朝であったのかもしれない。

議員の役割は執行機関の監視であり、目の数は多いほうがよい、そういうふうに私は考えます。日本の地方議会、とりわけ町村議会の議員に地域から求められているものは、町づくりに対して共に働いてくれる仲間であります。様々な考えの人々がいろいろな活動を私たちの町の中でも行っております。新たな活動もこれから起きてくることでしょう。そうしたこ

とが我が町の活性化につながっていきます。

私のことで申し上げれば、地域医療と、それから観光振興による地域おこし、町おこしということを自身のテーマにしてまいりました。しかしながら、多くの分野、多くの組織があり、これから立ち上がっていく組織、立ち上がっていく人々、それらに関わっていくリーダーが求められていると思います。身近にリーダーを求める地域の方々にその期待に応えていくには、議員の定数をいたずらに減ずるべきではないと、私は考えます。

蛇足ではありますが、委員会決定に対しその所属の委員が慣例を破っての発言ではありますが、根本的慣例破りというのは、これまでも私どもの議会でも行われてきたことでございます。蛇足でございますが、付け足して私の反対討論を終わります。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

11番、佐藤議員。

（11番 佐藤聡一君 登壇）

○11番（佐藤聡一君） それでは、反対討論を行います。

発委第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例は定数を14から12に改めるものでありますが、私としては今後の町の人口推移及び議員活動を考えると、定数を思い切って10とすることがよいことだと思います。また、今後常任委員会も一つにして、議員全員で当町の問題に取り組むことがよいことと考え、反対するものです。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） ないようですので、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(須崎幸一君) 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第17、発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

8番、小林議員。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○8番(小林光一君) 反対討論です。

○議長(須崎幸一君) 8番、小林議員、反対討論をご登壇してお願いいたします。

(8番 小林光一君 登壇)

○8番(小林光一君) 私は、発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例は議員の議員報酬を引き上げるために改正するものであります。しかし、現在新型コロナウイルス感染症が進行中であり、また、収束には至っておりません。そのため、町民は経済的に大変厳しい状況に置かれております。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、生活に困っている人や厳しい経営環境にある企業を対象に様々な支援を行っている最中でございます。

また一方、町では令和5年4月より値上げを決めておりました10%の水道料金の値上げも

電力、ガス、食料品等の価格高騰によりとても値上げできる状況ではないとのことで、来年4月からの値上げを見送っております。町民にとって社会経済情勢が大変厳しい中、議員の報酬を引き上げることは極めて困難であり、町民の理解が得られないと考えております。

よって、このタイミングでの議員報酬の引上げは考え直すべきだと思っております。

以上の理由により、発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対を表明いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

10番、竹淵議員。ご登壇願います。

（10番 竹淵博行君 登壇）

○10番（竹淵博行君） 発委第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を申し上げたいと思います。

前段で議案第7号について申し上げましたとおりでありますけれども、やはりコロナ禍、第8波が来ているというこのさなかに議員報酬の特別加算20%上げるというのはいかなものか、我々議員というのやはり、町民の皆様方に負託をいただいてこの議会に参加させていただいているわけでございます。やはり、町民の現状というもの、こういったものをやはり理解して寄り添う気持ちがあるのであれば、今この時期に発委で値上げをするというのは、常識的に考えれば、私はあり得ないんだというふうに感じております。

ぜひ、常識ある議会議員の皆様方にご理解をいただいて、反対していただけるようお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 賛成討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 反対討論の方はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、9番起立、11番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第18、発委第3号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本件については去る12月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君） 日程第19、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を議題といたします。

本件につきましては去る12月6日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、12番、根津議員。ご登壇願います。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 去る12月6日日本会議において審査を付託された陳情5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

提出者、群馬県医療労働組合連合会執行委員長、出浦匠人氏。

この件につきまして、7日午後1時より文教厚生常任委員会において、説明員として同連合会書記長、古川真由美氏に出席いただき、審査を行いました。

医療現場、介護現場における人員不足、妊娠中も深夜業務に従事しなければならないこと、介護職場における低賃金など心身ともに疲れている状況について資料を添えて説明がありました。

質疑等を行ない、慎重審査の結果、陳情5号について趣旨採択すべきものと決しました。

本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第20、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がございましたらお願いをいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野委員長。自席で結構でございます。

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告をさせていただきます。

去る12月7日、8日の2日間委員会を開催しました。町からは町長、副町長をはじめ担当課長の出席を賜りました。

委員会では令和4年度町一般会計補正予算を中心に、町政全般について調査を行い、実に活発に質疑、提案がなされました。

それに対して、町長はじめ各課長から実に丁寧に、真摯な答弁をいただきました。

委員からは植栗バスターミナル構想の進捗について、また、燃料高騰対策、除雪対策、鳥インフル対策等について質疑がありました。さらに上信自動車道開通後の高速バス停留所の町内の存続についての要望などもなされました。

町からは、バスターミナル構想について庁内に検討委員会を立ち上げていること、また、降雪による除雪ルートの説明、工法、さらに鳥インフル対策の徹底について話がありました。

今後も山間地にとって厳しい状況が続くことが予想されますが、全ての町民の方々が夢、希望が持てる町の実現に向けて、町と一丸となって委員会としてその責任を果たしていく所存であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、文教厚生常任委員会。

12番、根津委員長。自席にて報告を願います。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 文教厚生常任委員会の報告を行います。

第3回定例会閉会以降の文教厚生常任委員会の活動について報告いたします。

11月14日に吾妻東部衛生施設組合の諸施設老朽化、吾妻環境施設組合設立による環境衛生行政の新しい在り方を研究することを目的として、小諸市・小諸市議会のご協力をいただ

き、同市大字菱平に設置されているごみ処理施設、クリーンヒルこもろを視察研修いたしました。立地場所は比較的標高の高い丘の上であり、特徴としては生ごみと樹木枝は焼却せず、コンポスト化して環境循環させて市民が利用していること、焼却処理は再利用されない紙とプラスチックが主であること、高度なダイオキシン対策がなされていることなどですが、特にすばらしいと感じたことは、愛称減ちゃんと呼ばれる市民らによるごみ減量アドバイザー制度を設け、環境学習に力を入れていることです。建設計画、用地選定から完成後の利用に至るまで、設置者、市民、運用者の熱い環境意識があると感じました。

11月30日に東小学校5年生クラスのコンピューターソフトを活用しての総合的学習の時間について視察をいたしました。郷土の環境と文化、産業の現状を捉え、未来に向けたプレゼンテーションからは町を愛する心が伝わってきました。

会期中の委員会では、中学生議会における提言について本委員会所掌分野について実現性が話し合われました。

一、町有施設のホールにフリー演奏できるピアノを置き、音楽に親しんでもらう。一、漫画を楽しめるフリーホールをつくり、ほっこりしてもらう。一、庁舎の空きスペースに小さな水族館を造り、命の大切さや環境に興味を持ってもらうなど、中学生の発想を大切にすべきものとの意見がまとまりました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 続いて、議会運営委員会。

14番、青柳委員長。

○議会運営委員長（青柳はるみ君） それでは、議会運営委員会から報告いたします。

9月12日議会運営委員会開催。議長より議員定数と議員報酬について諮問を受けて検討に入りました。

10月4日委員会開催。定数及び報酬について検討資料を配付しました。

10月19日議員懇談会において資料を示して説明、報告し、議員各位の意見を聞きました。定数は12人に改正する意見が多かったですが、ほかに将来の人口を予測して10人、また、現行どおりの14人とする意見が出されました。

11月21日委員会開催。現行どおり14人とする意見と12人にする意見に分かれましたが、採決の結果、賛成多数で12人とすることに決定しました。

報酬の見直しについては、12人をするを前提とし、町村合併した平成18年に減額し、17年たったものを合併時の報酬に戻すことに決定しました。

議会に議案として提出する場合は、議会運営委員会による発委で提出することが全会一致で決定しました。

11月28日議会運営委員会に委員会として発委1号、2号として議案を提出しました。

9月12日議長より議員定数と報酬について諮問を受けて検討に入って以来、議員懇談会においても質問を受け、資料を示して説明いたしました。

11月28日、この日29日の中学生議会の議事進行の確認を行いました。また、本会議の中継、インターネット、ユーチューブ中継に関する予算要求をしました。また、令和5年度定例会の予定について案を提出いたしました。

以上、議会運営委員会からの報告でした。

○議長（須崎幸一君） 続いて、行財政改革特別委員会。

3番、井上委員長。自席にて報告願います。

○行財政改革特別委員長（井上日出来君） それでは、令和4年第4回定例会の行財政改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本定例会中12月12日午前10時より第1委員会室にて行財政改革特別委員会が開かれ、執行部からは町長、副町長、総務課長、企画課長にご出席いただきました。

1つ目、行財政改革推進に関することですが、執行部から総合戦略本部内の行財政改革に関する会議の進捗について報告があり、庁内文書管理システムの導入に関する事、第2次総合計画後期基本計画が創生会議で承認され、12月中に町長に答申されること、住民参加による行政評価がまとまり次第町ホームページで公開されることなどが報告されました。

その2、地域公共交通問題に関することですが、高速バス等交通結節点整備について、庁舎内の検討委員会が議論を重ねていることなどが報告されました。委員からはその議論内容について質問があり、企画課長より外部民間会社に複数の計画案を出すように委託して課題を洗い出した後、その課題をクリアする方向で計画を進めたいとの方針が語られました。また、将来の全町的な交通システムについて、坂上地区デマンドバスを一つの事例と捉え、常にニーズを把握しながら進めていきたいとの方針が語られました。

その3、町有施設の有効活用に関することですが、総務課長より町有地4か所についてサウンディング調査を行っている最中で、現在複数の事業者と対話中であることが報告されました。委員からは榛名湖畔研修センターについてアーティストレジデンスなどの活用はどうかなどの意見が出されました。

そのほか、岩島第二小学校の跡地利用について質問が出され、総務課長からまず予算確保

できてから解体作業を行うことになり、現在特に計画がないとの回答でありました。

簡単ではありますが、当委員会の報告は以上です。

○議長（須崎幸一君） 続いて議会広報特別委員会。

13番、樹下委員長。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） 議会広報特別委員会ですけれども、11月に県の議長会主催によります広報の研修会が行われましたが、コロナ禍ということで全員参加がかないませんでしたので、それにつきましては井上副委員長のほうから報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上副委員長。

○議会広報特別副委員長（井上日出来君） それでは、令和4年11月24日議会広報研修会が開催されたので、その報告を行います。

当委員会より私井上と渡委員、高橋弘委員、高橋徳樹委員の4名と議会事務局より担当職員1名が参加しました。講師には全国町村議会広報コンクール審査委員を務める芳野政明氏が登壇され、編集方針を決め、編集委員でそれを共有すること、議会の広報広聴において民意を反映する広聴と対話を大切にしていくこと、企画もの、シリーズもの、また、特集記事など工夫を凝らすこと、そして、時代に即した文章やレイアウトを活用していくことなど、大変参考になる講義を受講しました。それらを今後の広報紙づくりに役立てていこうと思ひます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 続きまして、上信自動車道建設対策調査特別委員会。

13番、樹下委員長。

○上信自動車道建設対策調査特別委員長（樹下啓示君） それでは、上信自動車道建設対策調査特別委員会の報告をさせていただきます。

去る12月9日定例会中に委員会を開きまして、議員全員で参加をし、建設課の課長さん以下職員の皆さん、それと上信自動車道建設事務所の皆さんにお世話になり、所長以下お世話になりました。

箱島インターから松谷東交差点までの現地調査を実施いたしました。特に厚田インターから岩下の交差点まではほぼ線形が完成し、もう、本補装まで済んでいる区間もあったということで、完成が近いなというふうな実感をしたところでもあります。ちょっとした大きなトラブルもあったようですけれども、それを感じさせない進捗状況を見て取れたような気がいた

しました。また、同日の午後におきましては、町関連の事業についての意見交換会ということで、総務課長、企画課長、建設課長、上下水道課長、社会教育課長それぞれの課長さんに出席をいただき、町関連の事業について現在の進捗状況であるとかそういうことを説明いただきました。

なお、令和4年の国の第2次補正予算で東バイパスと2期工事に20億円の予算がついたということを報告を受けまして、ああ、よかったなど、一日も早い完成を待たれるところでございます。

以上で報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について。お手元に配付のように各委員会から申出がございました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午前11時51分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 小 林 光 一 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、8番、小林光一議員。登壇願います。

8番、小林議員。

（8番 小林光一君 登壇）

○8番（小林光一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして、脱炭素社会の実現に向けての町の役割について、（2）ですけれども、一般質問をさせていただきます。

最近、地球の温暖化が進み、世界各地で気候変動による山火事、豪雨、洪水などの大規模な自然災害が頻発しております。スペインにおける森林火災、パキスタンの大洪水、海面上昇によるツバル人の環境難民など、その代表例でございます。

地球の温暖化の原因は、温室効果ガスの二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロン類などの排出によりますが、CO₂が温暖化に及ぼす影響が最も大きいために、CO₂の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会を目指すことになりました。

そのため、我が国では、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減、2050年には完全なカーボンニュートラルを実現することを目標に定めております。そこで、東吾妻町には、町が所有する施設から排出される温暖化効果ガスの削減のための温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が義務づけられ、また、町民、事業者、行政を含めた町全域での実行計画、区域資料編では、その区域の自然的、社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めることが求められております。

このような背景の下で、東吾妻町では、町が所有する施設について、東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町民や町内事業者に温室効果ガス削減の取組のお手

本となるよう、東吾妻町職員の地球温暖化に対する取組姿勢を示しております。その削減実行計画では、2030年度には37.5%を削減目標に掲げ、取り組んでおります。今回、前回の一般質問の補完的な観点から、町長にお伺いいたします。

2022年度の間目標年度における削減目標達成はいかがでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。また、2030年度までに削減目標37.5%に向けた取組が実行計画（事務事業編）に載っておりますが、その取組が私にとってはちょっと総花的な感じを受けますが、町長のご見解をお伺いいたします。

次に、町民、町内事業者、行政を含めた東吾妻町全域の温室効果ガス削減、特にCO₂削減の取組についての策定に努めることが求められております。行政としてもスピーディーに取り組んでいかななくてはなりません。これは待ったなしの課題であります。

国の温室効果ガス削減目標48%に沿って、我が町でも町全域の東吾妻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町でも削減のための具体策とその削減スケジュールを作成すべきと思いますが、町長にご見解をお伺いいたします。

2030年度までにどのようにして具体的にCO₂の排出量を減らしていくのか、大きな大変難しい緊急な課題であります。そこで、我が町の身近なCO₂削減の実行可能な取組として4つほど考えられますが、まず1つ目としては、再生可能エネルギーの地産地消の積極的促進、2番目といたしましては、EVの導入促進、3番目としては、省エネの促進など、この3つについてはCO₂の排出を抑制する方法でありますけれども、それともう一つの適切な森林管理と自然環境保全などのCO₂を吸収を促進する方法が考えられます。我々はこれらの身近なCO₂削減方法に今後取り組んでいかななくてはなりません。

そこで、1つ目の再生可能エネルギーの地産地消の促進についてですが、当町では、再生可能エネルギーとしては、太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電などを行っておりますが、当町には豊富な木材もありますので、私としては非常に木材バイオマス発電のポテンシャルが極めて高いと思っております。さらなる木質バイオマス発電を設置すべきと思いますが、町長のご見解をお願いいたします。

また、ウクライナ危機により燃料費が高騰し、電気料金の値上げが叫ばれております。イギリスでは、太陽光発電の設置が急増し、電気料金も安定してきているとの報道が最近ございました。そこで、当町であまり進んでいない住宅用の太陽光発電並びに各家庭の蓄電池普及推進を加速すべきと思います。

町では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を継続していくということでありま

すけれども、住宅用太陽光発電設備の設置のさらなる推進並びに蓄電池システムの導入支援について、町長にお伺いいたします。

2つ目の取組としては、EVの導入の促進でございます。

前回の答弁では、脱炭素化を推進する意味で、町の公用車にEV導入を検討したいとの発言がございました。町のこの姿勢は大変よいことだと思いますが、実際には町民や事業者にEVを購入してもらうことを大いに進めるべきだと思います。そのために、充電インフラの整備拡充がEVの普及の鍵を握ると思いますので、ぜひインフラの整備と充実をお願いしたいと思います。町でもEVを導入しやすくするための充電インフラの増設や、町独自のEV購入のための補助金支援もやるべきと思いますが、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

3つ目の取組としては、省エネルギーのさらなる促進でございます。

徹底した省エネルギーのために、町民、事業者の理解と協力が絶対に必要になりますけれども、まだまだ住民に浸透していないと思います。町民や従業者への省エネの呼びかけ、省エネ家電や省エネ住宅の買換えを促進するための補助をするお考えはありますか、町長にお伺いいたします。

4つ目の取組としては、適切な森林管理と自然環境保全であります。

二酸化炭素実質排出量は、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量から、森林等の吸収源による除去量を引いたものになります。健全な森林の整備等の森林吸収源対策に取り組むことによりまして、森林の有するCO₂吸収機能を最大限に発揮することになります。町が積極的にコミットし、間伐材の森林整備や木材利用を推進することが、脱炭素化対策の取組にとって重要だと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の2022年度における削減目標達成でございますが、現在、今年度の事務事業を執行中であり、温室効果ガスの排出量の見通しを把握する状況にはございません。年度が終了し、集計作業ができる状態になりましたら、取りまとめてまいります。

2点目の地球温暖化対策実行計画の事務事業編が総花的のご指摘でございますが、実行

計画には温室効果ガス排出量の削減に向けた5つの取組を示しており、計画の推進体制である環境管理会議において、省エネに配慮した行動の実践や、設備機器の効率的な運用などに継続して取り組んでいくほか、施設への太陽光発電システムの装置やLED照明器具の設置などを導入、拡大するとともに、公用車への電気自動車や複合動力車の計画的な切替えについての検討を具体的に指示しているところでございます。

3点目の地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定でございますが、現状において、実行計画の区域施策編を作成する予定はございません。国単位のレベルでは、当町も社会を形成する一員であり、その一員として実行計画の事務事業編に位置づける取組を着実に進めております。

また、実行計画に位置づける取組以外では、住宅用太陽光発電システム設置費への助成、湧水を活用した小水力発電事業への取組、太陽光発電事業者への町有地貸付けを実施するなど、地域にある資源を活用して再生可能エネルギーの電源化に貢献しており、これらの取組を継続実施することで、一定程度評価できるものに結びついているものと考えております。

4点目のさらなる木質バイオマス発電所の設置でございますが、現在、町内では、吾妻バイオパワーをはじめ、民間事業者において木質バイオマス発電事業は進められております。議員ご指摘のとおり、町内には豊富な木材資源がございますので、木質バイオマスの活用を含め、さらなる再生可能エネルギーの普及を推進してまいりたいと考えております。民間事業者による施設整備や起業の際は、東吾妻町起業立地促進条例に基づく奨励金制度などの活用も可能となりますので、有効にご活用いただきたいと思っております。

5点目の住宅用太陽光発電設備の推進と蓄電池システムの導入支援でございますが、現施策である住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業の継続を含め、家庭由来の温室効果ガスの排出を抑制、反映するための方策を検討してまいります。

6点目の充電インフラの増設、EV購入のための補助制度、7点目の省エネ家電や省エネ住宅への買換え促進のための補助制度でございますが、脱炭素社会の実現や温暖化の対策には様々な方策があり、考えられる全ての事項に取り組むことは、限られた財源の中では困難であり、選択と集中の考え方を基に、どの分野に重点を置くか検討していきたいと考えております。日頃の行動や選択を環境に優しいものに変えていくための周知、呼びかけなどを通じて、温室効果ガスの削減に結びつき、波及していくことに期待をするものでございます。

8点目の間伐等の森林整備や木材利用の推進でございますが、間伐等の森林整備は森林環境譲与税を使い、山林所有者にアンケート調査を東地区より開始をしております。この調査

で、町に経営を預けてもよいという山林で林業経営に適していれば、林業経営者に経営管理を再委託しております。林業経営に適さない山林は、町が自ら経営管理を行ってまいります。

町で経営管理を行っている山林では、今年度から間伐を実施しております。また、本日も議決をいただきました民有林増林保育事業補助金につきましても、山林所有者の負担なく増林及び下草刈りができますので、森林整備が進むと考えております。

木材利用の推進につきましては、群馬県が県産木材の利用促進を推進しておりますので、県と協力して木材の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町長、ご答弁大変ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

削減目標、まだ確かに2022年は終わっておりませんから、もちろんまだ分かりませんが、ただ、推測としては達成できるかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 達成に向けて今後も町として取り組んでいかなければならないと思っております。状況についてはまだちょっと分かりませんが、今後もしっかりと取り組んでまいります。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 2013年度の実績というのが既に出ておまして、これによりますと、13.3%削減されたということなんですね。そのようなデータもございますので、恐らく達成できるのではないだろうかとは想像しているんですけども、その辺のところもう一度よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までの取組の成果も出ているようでございます。議員おっしゃるように、達成できるかどうか、できると思いますけれども、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思います。また、町民皆様への意識改革も積極的に行っていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 11%というのが達成目標ですから、可能性があるのではないかなとは思っております。

それで、次の質問に移りたいと思いますけれども、2030年度に37.5%を目標にしているわけですね。その根拠というのを、町で何で37.5%にしたのか、ちょっとお伺いできますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の地球温暖化対策実行計画の中に、温室効果ガスの排出削減目標というものがございまして、その中で定めております。計画目標が2030年度までに2013年度比で約38%削減ということで定められております。これの中身は、一般事務事業からの排出量、供給処理からの排出量等に分かれておりまして、それぞれで目標値が定められているのでございます。これからもしっかりこの目標を見定めて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 37.5%にした理由が知りたかったですけれども、国では46%を目標にしているわけです。そういうことで、町としてはそれに倣って恐らくされたんだろうと、いろいろ計算してされたんだろうとは思いますが、この辺についてはしっかりと根拠を皆さんに明らかにしておいて、削減に努めてもらうということが必要なので、ぜひその辺は考えておいていただきたいなと思っております。

大体この目標、8年たちまして、削減目標の大体11%ぐらいに達しているわけですが、今後、今度8年間、2030年に今言いました37.5%、38%を目標にしているわけですが、約25%さらに減らさなくてははいけません。減らさないといけないんだろうと思います。これについて、町長は一応達成の自信があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の地球温暖化対策実行計画の中に定めた目標でございまして、これについてももう既に着々とその歩みを進めておるわけでございますので、今後もその歩みを遅くなることもなく、しっかりと進めていくことが必要と思っております。職員、それから町民の皆様意識改革をお願いして、まさに地球環境を守るための事業でございますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今までの8年間の努力、大体それで11%ぐらい減らすということなんです。それで、今後は38%、また、37.5%ですけども、そうすると約倍の努力が必要になってくると思うんですね。そういうことで、ぜひ推進していただかないと、とても難しいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

CO₂の削減については、町民にどうも浸透していないような感じを私は受けております。そこで、やっぱり実行計画の概要版と言ったらいいでしょうかね、そういうものをつくって、町民に配布して、そして積極的に参加していただくように働きかけるべきではないかなと、こう思いますけれども、町長はいかがでしょうか、ご見解をお伺いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございますので、町民の皆様にご理解をいただいて、町全体的に地球温暖化防止の意識をいうものを高めていかなければならないと思いますので、そういったリーフレット等のものは今後考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ぜひよろしくお願ひしたい。概要版みたいなものを出していただければと思っております。

次に、私の感じとしては、先ほど町長も申しましたけれども、削減目標達成に向けた5つの取組というのを実際にやられております。これは非常にそういうもので達成していただけるんだろーと思っておりますけれども、やっぱり我々としては、どういう取組で何%ぐらい減らすのかというものをぜひ示していただければなと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 5つの目標のそれぞれの部門でございますけれども、これにつきまして数字的には出されておられませんので、目標等は出されておませんが、今後、この内容をよく分析、精査する中で、その歩みを正確にチェックできるようなシステムをつくっていければというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、回答をいただきました。ぜひそうしていただければなと、こう思います。

それで、実行計画の区域施策編というのがございます。これは一応努力義務だろーとは思いますが、何か町ではあまりする予定ではないというような答弁がございました。やっぱり国で46%減らしていこうという目標がありますので、ぜひこれを我が町でもそれに沿って、この施策編をつくって進めていくべきだと私は思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、実行計画の区域施策編につきましては、国の定

めによれば、市以上の規模の自治体で作成をするということになっておりますので、それに従っておるといふうなことでございますけれども、独自にこれに近いものをチェックしながら行うということは必要かなというふうには思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、答弁にありましたように、ぜひ国も一生懸命やろうとしておりますので、この町でも努力して、ぜひそういうのをつくっていただいて、進めていただければなと思っております。

それで、CO₂を削減するためには、CO₂の排出を抑制する必要が1つあるわけですね。それともう一つは、CO₂を吸収する方法があります。CO₂の排出を抑制する方法には3つほど、先ほど私挙げました。この町では、太陽光、バイオマス、小水力発電と、そういうものをやっております。しかし、非常に、町長も申しておりましたけれども、豊富な木材があるということでもありますので、もう一つぐらいぜひつくっていただいて、木質バイオマス発電所を設置していただければなと思っております。と申しますのは、木質バイオマス発電は様々なメリットがございます。私が申すまでもなく、町長もご存じだと思いますけれども、山林を整備することができるとか、エネルギーの地産地消にも役立つとか、熱の利用にもなりますので、町の事業としてぜひ実現できないかと、こう思っているんですけれども、もう一度町長、よろしく願いしたい。ぜひつくっていただければなと思うんです。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 木質バイオマス発電でございますけれども、町内におきましては、バイオマスチップ、発電用のチップを製造しておる事業者が2つ存在をしております、森林組合の岡崎にある木材加工センター、それから植栗にある森林育成事業協同組合でございます、吾妻バイオパワー、それから前橋にあるバイオマス発電所にかなりの量のバイオマスチップを生産し、届けておるところでございます。

バイオマスチップは、今、議員もおっしゃったとおり、森林整備をする段階で、柱材とか集成材とかに使えない、いわゆる一般的にC材といいますけれども、曲がりかどくてあまり使えない、そういうものをバイオマスチップに使うことができますので、そのことによって森林所有者に1つの利益が新たに生まれたということで、さらに森林整備を進めるよい材料になってきているというふうに思いますので、森林環境譲与税の事業等も使いながら、森林整備の促進を図って、バイオマスチップをさらに作っていく、増量していくということもできるかと思っておりますので、バイオマス発電所につきましては、町で果たしてできるかどうか。

有力な民間の事業者が参入していただければ大歓迎で、もろ手を挙げて支援をしてまいりたいと思いますので、そういった点について今後も大いに広くPRをしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） この木質バイオマス発電所、1つ成功した例として、愛媛県の内子町というのをご存じですね。我が町よりかちょっと大きいぐらいの人口は1万5,700人ぐらいなんです。それで、面積も大体山林が77%を占めている、ちょうど我が町に合ったような内子町なんですけれども、未使用の木材を利用して、町の3分の1の電気料を発生しております、そして木材の取引の一部に地域通貨というのをを使って、そして町内の商店にも恩恵が行き渡るような仕組みをつくったという、こういういい例もございますので、ぜひ進めていただければ、この町で運営するような発電所を造っていただければなど、バイオマス発電所を造っていただければなど思っております。

次の今度は話題に移りたいと思いますけれども、温室ガスにメタンというのがありますね。メタンというのは、1個出すとCO₂の28個分と相当するんですね。メタンはもうそこら中から出るわけですが、例えば特に家畜とか牛とかそういう反すう動物ですね、そういうものからよく出ると思いますので、これもバイオマス発電ですので、考えていただければと思います。簡単にいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） メタン利用の発電というものは、全国的にそれほど利用しているところはないのではないかとはいえますけれども、かなりメタンも地球の環境には非常に悪いことをするものでございますので、そういった面で今後よくメタンについて調べながら、利用するにはどの程度の費用がかかって、どういう継続運用ができるのかというものを調べながら、研究しながらこれについて取り組んでいくこともいいかなというふうには思っておりますが、すぐにメタンというふうなことにはならないと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。ぜひ調査して研究していただければと思います。

次に、2つ目の取組として、EVの導入促進なんですけれども、この町では今後、EVを導入していきたいということのようです。群馬県では、現在、乗用車が138万台あって、そのうち2,624台、EVがあるそうです。全体の0.19%、極めて少ないわけです。ですから、町内のEVはそういう意味ではほとんどないと言っていいぐらいだと思います。

ただ、EVを普及させるために重要なのは、やっぱり充電スタンド、これをいかに増やすかということが重要なのかなと思います。吾妻郡の中の充電スタンド、ちょっと調べてみました。中之条が13個、長野原が6個、草津が7個、東吾妻と嬭恋が各2個、高山が1個ということでありまして。そういうことで、当町においては、充電スタンドは極めて少ないということが言えるかなと思います。

そういうことで、町の公共施設、いろいろありますから、そういうところに設置するとか、ガソリンスタンドや商業施設の事業者に設置をお願いするとか、そういう努力を町としてもしていただければと、こう思っております。そういうことで、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 充電スタンドにつきましては、東吾妻町役場、それから道の駅あがつま峡に設置しております2つ、議員おっしゃるとおりでございます、やはり充電スタンドがないと電気自動車の普及もなかなかままならないということは分かっております。

充電スタンドを例えば大型商業施設の駐車場に造っていただくとか、そういうことを勧めながら、充電スタンドを増やして、そして電気自動車の台数も増やしていくという流れが必要かなというふうには思っておりますので、今後とも大きな工場も幾つかございますので、そういった工場にもご協力をいただきながら、充電スタンド増設に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。ありがとうございます。進めていただければと、ぜひ進めていただいて、EV車が普及するように努めていただきたいと思います。

次に、省エネルギーのさらなる増進についてでございますけれども、省エネの呼びかけ、さらには省エネ家電や省エネ住宅への買換えと、こういうものをぜひ進めていただきたいと思います。二酸化炭素の排出量の全体の約16%が家庭から排出されるものだそうです。そして、1世帯当たり大体3,900キログラムということになっております。その中で、やっぱり照明とか家電製品が一番多くて、約3分の1、32%と、こういうことでございますので、ぜひこの辺のところを進めていただければと、こう思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、これ、以前にもお伺いしたんですけれども、今度は二酸化炭素を吸収するほうのあれなんですけれども、森林の管理のほうでございます。まきストーブやボイラーの導

入、こういうのを進めたらどうかと。意外とこれ、利用の促進というのは、CO₂の削減につながるというようなデータもございますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まきストーブとかボイラーです。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各家庭でまきストーブ、それからバイオマスボイラー等、木材を利用したボイラーというものも導入することができるかと思っておりますので、そういった導入費ですかね、ボイラーの導入費等もこれからよく研究して進めなければならないと思っておりますので、そういった面で利用促進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

時間をオーバーしてはいますが、議長の許可でもう一点だけ許可をいたします。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 私の準備不足でまだいろいろと質問させていただこうと思ったんですけども、最後の質問をさせていただきます。

最近、これ、全体的なものに関わるんですけども、原子力発電を再稼働すべきだというような意見が相当出てきているわけですね。これはもちろん国のレベルではございますけれども、そのことについて町長のご見解をお伺いできませんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原子力発電所につきましては、東日本大震災の大きな事故によりまして、稼働が止められている状況にあります。町といたしましても、箱島湧水小水力発電所を群馬県内初めてPFI事業で建設をしたり、太陽光の家庭利用、この補助金を出して進めているところでございます。そのようなことから、原発の依存度を低くするような取組というのは、町として行っているところでございます、今お話ししたように。ですから、でき得れば原子力発電所が稼働しなくても、我が国の電力が全て賄えるということになればいいんだというふうには思っております。

しかし、昨今の諸物価高騰等、ウクライナへのロシアの侵攻によりまして、石油類の高騰等もございます。そうなってくると、やはりコスト面で原子力発電が安いのではないかとということで、そういう声も出てきているというふうに思いますが、しかし、我が国のあの東日本大震災のあの原子力発電所の事故というものは、非常に大きな事故でありまして、これからもあのようなことは起こしてはならないと思っておりますので、この点は慎重に国として、取り組んでいただきたいと思っております。町としては、そういった意味で、原子力発電に

過度に依存しないようにしていかなければならないというふうに思っております。

○8番（小林光一君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で小林光一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。登壇願います。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） では、質問させていただきます。

この秋、10月28日に閣議決定し、12月2日に補正予算が成立した出産・子育て応援交付金に対して、当町では速やかに本定例会において補正予算を組み、議決されました。速やかな対応に感謝します。

当町は、出産祝い金など経済的支援に加えて、産科がないため、その不自由を補うお産の際の宿泊、交通費の支給が行われています。また、ゼロ歳から2歳未満の出産育児支援金3万円は、おむつのほかにも利用できる使い勝手がよいものです。チャイルドシート補助金もどこの自治体でも行っているものではなく、我が町は経済的支援の先進地だと思います。

このような支援に上乘せしてもよい、今回の出産前後の各5万円応援支援金は、若い世帯から本当に助かるとの声が寄せられています。地域のニーズを見て、自治体には支援の工夫が求められています。そこで、出産時の宿泊、交通費の支給の利用状況はどうでしょうか。ほかにニーズに合った政策を、何を考えられておられますか。

出産後、精神的、慣れない育児で疲れ、家事ヘルパーの派遣、一時預かり、母子ともに休める場所があったらいいとの声もあります。家庭へのヘルパーの派遣は、他自治体ではNPOなどに頼っておりますが、ボランティアの力が必要になってきますが、町の方を募り、育成する機関を設けて育成してほしいですが、この先考えられますか。

伴走型支援については、ピョピョクラブ、ラッコクラブ、保育所2階の子育て広場などで遊んだり、保育士、栄養士から離乳食を学び、先輩ママから聞くことは安心につながり、何よりママ友ができると大変喜ばれています。保健センターは温かく迎えてくれて、相談に行きやすい雰囲気だということです。しかし、出かけない、また、参加しない人への支援はど

うしていますか。こうした人こそ心配です。

家庭への訪問は、誕生から2か月で行っていますが、その後の家庭訪問はないのでしょうか。

出産前の5万円を支給しても、死産や流産ということがあります。このときの出産後の支給はどうか。悲しみの中にあると思うので、届出のある町民課と連携して把握してほしいものです。

ほかの自治体、高崎市では、家事ヘルパーの派遣を受けやすいようにクーポン券を配布しているとのこと。また、スマホで広報していて、我が町もスマホでお知らせできるでしょうか。

こども家庭庁設置法とこども基本法が成立し、来年4月から施行され、本格運用が始まります。子供最優先にとのことですが、我が町では子供の声をどう反映させていきますか。

これまで親を中心に考えられていたことが、子供中心に考えられるようになりました。子供政策の大きな転換を意味します。親と子を離してはいけない、親の主張を重視することから、子の命が危なくなることがありました。自治体は子供を守ることを最優先にすることが重要となりました。子育ての経済的支援は先進地と言える当町ですが、人的支援が足りないのではないのでしょうか。子供の声をどう政治に反映させるか。ポイントは、設置法と基本法が同時に成立したことだと思います。自治体はまず子供を守ることを最優先に、親の都合や支援はその次、子供が親と一緒にいることが重視されて、保護が遅れ、命を落とすケースがニュースなどで見受けられました。

これまで共同親権の問題のように、子供の意見に耳を傾けてきませんでした。子供の声を聞く制度や、養育費確保を充実させ、子供が共同親権を選択できるように努めるべきだと思います。

中学生議会では、一緒にこの町をよくしていこうという仲間としてその声を町政に反映していこうではありませんか。柔軟な発想で挑戦する人が増えれば、社会の停滞を打破する力にもなるはず。です。

次の質問の2、町の自然、歴史に対し誇りを持って維持管理し、埋もれた歴史の整備をしてくださっている住民団体があります。これに対する支援が薄いのではないのでしょうか。持続可能な事業にするため、後継者も視野に支援を入れてほしい。把握されて支援している団体はどうか。芸術、また、芸術家についても、町の縁がある人がいます。歴史的な人では、新井洞巖、大塚榛山、加部安の寄進した石垣、近年の芸術家など、我が町はロックな人とし

て、人に目を向けて紹介して、新鮮な驚きを受けています。これをもっと進めて、町にいる人、関係する人を発掘し、人材として生かしてほしいです。

サロンなどに派遣する人材を登録して、町の中の人材を掘り起こし、住民が活躍する町になれば、豊かさを感じられると思います。発信の工夫をお願いします。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、1 点目の安心、出産、宿泊支援事業の利用状況についてでございますが、平成27年度から令和3年度までの実績は、7年間で6件となっております。

2 点目の出産後の育児疲れ等の政策についてでございますが、出産直後から支援が必要な母子を対象に、心身のケアや育児支援を行う東吾妻町産後ケア事業として、デイサービス型や宿泊型の母子ともに休める場所の提供を行っております。今年度につきましては、デイサービス型を5名の方が利用しております。

3 点目の家庭へのヘルパー派遣のボランティアの育成についてでございますが、ボランティア育成は社会福祉協議会が事業を行っておりますので、社会福祉協議会へ呼びかけをし、協力ができることがあれば、実施をしていきたいと考えております。

4 点目の伴走型支援で交流の場に参加しない人への支援、5 点目の生後2か月以降の訪問についてでございますが、支援が必要な人には継続的に保健師が個別に訪問や電話をして、積極的な働きかけを行っております。

6 点目の町民課の連携と把握についてでございますが、出生や子供の転入の情報は町民課と連携して対応しております。

7 点目のスマホを使用した広報等についてでございますが、スマホ等の活用を検討していきたいと思っております。

8 点目の子供の声をどう反映させていくかでございますが、子供の声が聞ける機会を捉えて反映していきたいと思っております。

2 項目めの町の地域資源に対する応援支援をの質問の1つ目、町の自然、歴史に対し、維持管理、保存整備をしている住民団体についてのご質問ですが、指定文化財の保存管理等に補助金を支出している団体は、当町では48団体ございます。そのほか、岩櫃城跡の環境整備、

主に草刈りでございますが、地元の平沢区にお願いをしております。

議員からご指摘をいただきました、地域資源の整備をする団体への支援が薄いのではというところでございますが、支援の方法は経済的な支援だけではないと考えております。それぞれ団体の活動には目的がございまして、本来の活動目的による自主的な活動を阻害しないよう、求められた内容に応じた支援の方法を検討して対応していきたいと考えております。

町に対して、歴史資料等についての問合せもあります。町の歴史や文化財の調査や古文書の解説など、個人で研究している事柄についての問合せもございます。それらについては、関係する資料提供などをするのもございます。できる範囲で求めに応じた支援を行っております。

町に縁のある芸術家や芸術作品についても、その方や作品の所有者、管理者から求められた支援の内容により、検討して対応してまいります。加部安寄進の石垣につきましても、所有者から相談をされれば、その内容について町として検討し、でき得る支援を行ってまいります。

次に、ロックな人の紹介でございますが、町では、自分らしい特技や趣味、生き方をしている人をロックな人として、マイロックタウン東吾妻ポータルサイトで紹介をしております。今後も町の歴史や自然、人物についてもツイッターなどで幅広く発信をしてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

我が町は非常に子育て支援が手厚いと思います。その中でも、もっとも若い方が安心していただけるように、今、答弁の中にありました、一番が家事ヘルパーの派遣ということが薄いのではないのでしょうか。これも社協に委託したり、また、町民の方に活躍していただくような方向でいていただきたいと思います。

保育所では、一時預かりもしていただいております。また、保健師の皆さんがお母さんの様子を見て、泊まれるところなんかもご紹介していただいて、何よりもお母さん方に聞いてうれしかったのは、保健センターへ行くといつでも迎えてくれて話を聞いてくれるというママさんたちの声を聞いて、非常に町民として誇りに思いました。

一番危惧していることが、そういうところに行かない方、こういうところも電話したり常に気にかけていただいていることで、よかったと思います。

伴走型支援ということで、ここが経済的支援は1回で済みますが、本当にその人に寄り添ってやることなので、目を向けていただきたいと思います。

子ども家庭庁の件では、今言いましたが、親を中心に考えて、親と子は一緒にいるべきだという考えが強過ぎて、事件なんかもニュースで見ますが、我が町でも子供を尊重して、そしていろんな課で連携してやっていただきたいと思う。国のほうでも家庭庁を設置したということは、いろんな課に離れ過ぎているということで、1つに子供のことをまとめようということだそうですが、我が町でも1人の子供に関することを、いろんな課を一体的にやっていただきたいと思いますが、町長、そこら辺どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員からお話をいただきまして、やはり町として、親と子について、保育所等のこともありますが、保健センターがその中へ、親と子の間をよく見ていただいて、そして子供がすくすくとよい子に育っていくような状況をつくっていくことが必要かなというふうには思っております。

今後も各家庭を大切に、我が町の将来を担う子供たちが元気に育っていくように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございます。

今回のこの政策、一番大切なのが、ゼロ、2歳の手当てということですので、目を向けていただければと思います。

2番目の質問をさせていただきました、ロックな人ということで、非常にすばらしい企画だと思います。もっともっと掘り下げて、ロックな人を探していただいて進めていただきたいと思います。

その中で、ロックな人を、その方が自分の持っている技術、知識とかで町に貢献したい、ボランティアで出かけていますよという方を募りまして、登録制にして、本人の自分推薦、他推薦でもいいですから、何かのときは出かけますということを確認して、登録制にして、何かのとき、こういうことをしたい、じゃ、この人に頼もう、そんなことをつくっていただきたいのです。そうすれば、高齢者のサロンなんかでこういうことをしたいね、じゃ、この人を頼もうと、登録した名簿から探せますから、名簿を全部の町民が持っているんじゃないかと、課で持っていてくれれば、こういうことを学びたいのか、じゃ、この人をお願いしようという、登録していただいてすぐその方が活動できるようにしていただきたいと思いま

す。

かつて私自身が、県のほうで何かできる人ということで登録されまして、県内全部、行かなかったのが、端っこの板倉とかあっちのほうだけで、あとは全部高齢者の大学校ということで、音楽ということで呼ばれて、群馬県中歩きましたけれども、そのときに登録されたので、こういう人呼んでほしいと言われて群馬県中歩いたんですけれども、何かやりたいというときに、本当に普通の人、ちょっと詳しい特技を持った人が活躍できる町にすれば、とにかく町民がにぎやかに動くことが、町を豊かにする、元気にすることだと思いますので、ぜひロックな人を登録制にして、協力してもらえるようにしていただきたいのです。町長、進めていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ロックな人ということで、町内には様々な特技を持った人が多くいらっしゃるかと思います。そういう中で、東吾妻町ではマイロックタウンで、例えば植木の専門の方は植木忍者とか、青柳議員からすれば音楽忍者ですかね、そういうようなことで進めてきたところでございます。

そういった方を登録しながら、町内でボランティアとして様々な活動をしていただければ、非常に町としてもありがたいことでもありますので、登録に承諾してくれる方ということになるかと思っておりますけれども、そういったことができるならば登録をして、そして大いにPRをして、そして様々な場所で活躍をしていただくということができればいいかなと思っておりますので、よい意見でございますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

自薦、他薦問わず、なかなか自分からこれ得意だと言えない人もいますので、他薦でも、ロックな人をぜひ集めていただきたいと思います。

私たち主婦が集まって、手作りの会をつくりまして、どうしてつくったかという、自分自身がいろんないちを行って、あんまり知らないうちなんかも行っちゃって、そこで必ずお茶を頂くんです。それで、これおいしいね、シソの実が捨てるのもったいないからこれ作ったよ、サンショウの実を煮てみたよ、いろんなどころでいろんなものを出してもらいます。すごいおいしいね、じゃ、この人を先生にして振興センターで教えてもらおうと、その日、本日の先生、何とか先生なんて書いちゃって、手打ちうどん、そば打ち、サンショウ煮、シフォンケーキ、あらゆる特技の、ロックな人、おいしいという、ちょっとまねができないん

です、そのおいしさが。なので、先生として来てもらって、ロックな人に教わるということをやりました。そんなことから仲よくなって、できることを尊重し合って、いい関係に、人間関係になりました。

こんなことで実践もしています。皆さんもそうやって気持ちよく教えてもくれます。なので、可能なことですので、ロックな人の登録制して、活躍していただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 答弁をいただきますか。

○14番（青柳はるみ君） 町長、受け止めていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご質問というか、ご意見でございますので、今後とも、よい意見でございますので、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○14番（青柳はるみ君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を2時15分といたします。

（午後 2時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

◇ 里見武男君

○議長（須崎幸一君） 続いて、7番、里見武男議員、登壇願います。

7番、里見議員。

（7番 里見武男君 登壇）

○7番（里見武男君） 須崎議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせて

いただきます。

質問の項目として、空き家対策で、以前でも一般質問をしてみましたが、思うように改善が見られない難題と私は思っております。

全国の自治体も人口減少や高齢化が進み、空き家が増えて、当町でも毎年300人ほどの人口が減り続けております。ある人は亡くなり、ある人は仕事を求め町外、県外へ、ある人は独り暮らしが困難になり都会に住む息子や娘の元へ、ある人は介護施設へということだと思えます。そうなりますと、自然に空き家が増えてくることとなります。議会報告会や町政懇談会でも、人口減少や空き家の話が町民の方々から寄せられております。

平成29年に実施された空き家等の利用に関する意向調査では、空き家を所有されている方と思われる方に、郵送による調査表を配布し、大変貴重なデータとして利用されてきたと思いますが、難しい問題も多々あり、なかなかスムーズに進まないというのが現実だと思います。

もう一つの項目として、2029年に群馬県で開催予定の第83回国民スポーツ大会の種目で、当町がカヌー競技のスラローム会場に決定いたしました。7年後の開催ですが、今後の整備計画等について質問いたします。

平成29年に実施された空き家等の利用に関する意向調査の結果を踏まえ、空き家対策を町内全域で必要なこととして取られた対応、所有者の高齢化を踏まえた対応が課題としているが、今までにどんな対応をされてきたか伺います。

2つ目として、意向調査報告書では、当町で空き家を所有していると思われる方は当時416人とあるが、当時から5年が経過し、現在でどのくらいの空き家所有者がいるか伺います。

3番目として、意向調査、アンケートの回収率が63.5%だが、このデータが有効活用できているかお聞きします。

管理の行き届かない空き家を放置していれば、いずれ特定空家となり、周辺環境が著しく悪化してしまいが、町は所有者に対し、これまで何件の指導や助言を行ってきたかお聞きします。

5番目として、空家等対策計画の計画期間は、2018年から2022年で、今年度が最後となりますが、必要に応じて見直しを図るとありますが、町全域及び地区別の空き家戸数、空き家率、さらには家屋図等を基盤として空き家分布状況の情報を整備したデータベースを構築し、今後の空き家等に関する利活用を推し進めてほしいと思いますが、町長の考えをお聞き

します。

6番目として、移住・定住ガイドブックのQ&Aには、原町駅周辺には医療機関、ショッピングセンター、飲食店等多数あり、便利に暮らせるとあるが、移住・定住する物件があるかお聞きします。

次、7番目として、町外から本町への移住・定住希望者の受入れ体制の整備及び本町に移住した人に寄り添ったサポート体制の実現のため、移住サポート制度があるが、移住・定住サポーターの活動状況についてお聞かせください。

8番目として、第38回あかぎ国体以来、46年ぶりに国民スポーツ大会の開催地が決まり、東吾妻町もカヌーのスラローム会場と決定しました。まだ先のことですが、東吾妻町を知ってもらい大きなイベントと捉え、今後、会場周辺の整備や誘客、宿泊施設等期待されるが、町の意気込みを聞かせてください。

以上、答弁をお願いします。

追加質問は自席にていたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの空き家対策についてでございますが、空き家物件は所有者の資産であることから、所有者が適正な管理に努めていただくことが原則となります。町では、所有者が適正に空き家の管理を行えるよう空き家バンク制度や住宅改修の助成制度、空家除却費補助金など、様々な支援を行っております。

空き家の状況につきましては、本年度、町内全域で空き家実態調査を実施しておりますが、空き家の物件数は相当数増える見込みでございます。今後、空き家を所有されていると思われる方に対し、再度、意向調査を実施し、空き家バンク制度や空家除却費補助金などの案内を行う予定でございます。

前回実施をいたしました意向調査では、議員ご指摘のとおり、回収率が63.5%、件数にして264件の回答をいただいております。この調査結果を踏まえ、空家除却費補助金や中古住宅の取得費補助金の新設、また、空き家バンク制度の構築などを空家等対策計画に位置づけ、事業を推進してまいりました。

これまで、空き家物件の所有者に対し、物件の管理についての助言や指導は行っておりま

せんが、現在、実施をしている実態調査では、外観による物件の不良度判定も行っておりますので、まずは実態の把握に努めてまいります。現在実施をしている調査の中で、データベースの構築も進めております。今後はこのデータベースを基に利活用の促進も併せ、空き家対策に活用していきたいと考えております。

群馬原町駅周辺につきましては、空き家物件はございますが、今のところ空き家バンクの登録はございません。

移住サポーターの活動状況でございますが、町では移住に関する様々な相談に対応するため、移住コーディネーターを委託しております。移住希望者の相談内容は多岐にわたり、案件によっては何度も相談を受けることもございます。子育て支援や仕事、就農、交通情報など、様々な相談に寄り添い、丁寧な対応をしていただいております。また、近隣の移住コーディネーターとも情報を共有し、連携して対応しております。

移住サポーターの皆様には、移住コーディネーターと一緒に物件の紹介や案内をしていただいたり、移住先となる地域住民の皆様へのつなぎ役としてご活躍をいただいております。移住を希望される方にとっては物件情報も重要でありますので、その地域に暮らす人々との交流が最も重要な要素となりますので、今後も移住サポーターの皆様に期待をしております。

2項目めの2029年開催の国民スポーツ大会についてでございますが、2029年に群馬県で、第83回国民スポーツ大会、第28回全国障害者スポーツ大会が開催をされます。カヌー競技のスラローム、ワイルドウォーターという競技については、東吾妻町で行われることが決定されました。10月22日の上毛新聞では東吾妻町特設会場と報道されております。特設会場の場所は新巻地区内の親水公園付近でございます。カヌーのスプリント競技は長野原町ハッ場ダム特設会場、ハッ場あがつま湖でございますが、ここで行われます。

里見議員ご指摘のとおり、東吾妻町を知ってもらう大きなイベントとなる大会でございます。町としては正式に会場の決定がなされたばかりで、具体的な会場整備の計画はまだありませんが、会場の整備やおもてなしの方法、カヌー競技の普及など、競技団体をはじめ、県や関係する機関と調整をして準備を進めてまいります。

宿泊関係につきましては、群馬県の国民スポーツ大会準備室が計画することになると思います。町内の宿泊施設等についても今後調査が行われるものではないかと考えております。

整備に係る予算も県が負担するもの、町が負担するもの、財源なども含めてこれから説明があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 里見議員、再質問。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 町長、ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

先ほど、補助金制度と空き家バンクについていろいろ述べられたんで、ちょっとその点についてお聞きします。

空き家を売りたい、貸したい所有者、買いたい、借りたい希望者、それぞれ登録を行い、利用希望者に空き家の情報を提供することにより、空き家を有効活用し、地域の環境保全、定住促進及び地域の活性化を図るために空き家バンク制度がありますが、今までに、売りたい、買いたい、貸したい、借りたいなどの契約が成立した物件はありますか。どのぐらいあるかまた教えてください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 実績としては1件でございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） ネットで調べると、残念ながら今現在、物件情報はありませぬというのが出てくるんです、画面に。それもかなり前からなんです、何かあんまり熱入れてやっているのかやっていないのか、ちょっと見えてこないんです。その点についていかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、17件希望があるが、登録されていないということです。希望があっても登録しないということです。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 希望があるというのは、登録したい希望、あるいはただ希望、いいシステムがあるねという希望なんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 失礼しました。17件登録してあるそうですが、一般に広く流していないということです。それを希望しないということだと思いますけれども、所有者が。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） ネットで見ると、今現在、物件情報はありませぬという表示がすぐ出てきちゃうんですけれども、これは何か、いかにも、ただ空き家バンクがあるよということに感じられちゃうんですが、その辺、17件の情報があるなら、この、物件情報ありませぬ

はなくて、何かもっといいアピールの方法ないですかね。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 登録されて、積極的にこういうものがありますよと、流してもらいたいという人が増えればいいんですけれども、なかなか、何ていいますか、個人情報で出してもらいたくないというふうな方がいるということでございますので、表現については今後、十分検討して、何らかの形で、あるよというふうなことが、知っていただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） じゃ、別な質問にちょっといきます。

町内の景観を保全し、町民の安全・安心な暮らしを確保するため、空き家の除却に要する費用の一部を、先ほど町長が言われました補助金申請というのがあるんですが、これもやはりネットで調べると、補助金申請期間が終了してしまいましたということで、今まだ、これ随分前からなんですけど、なぜ終了しているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩取ります。

（午後 2時33分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時33分）

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

○町長（中澤恒喜君） 空家除却費補助金につきましては、予算を取って、6月からその申込みを受け付けるということになっておりますが、毎回、すぐに申込みがいっぱいになってしまうので、そこでストップになりますので、今、里見議員がおっしゃったような画面になってしまうんだということです。ですから、かなり利用があるということでもあります。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） これ、補助金額が経費の3分の1で、上限50万円ということで、当初

予算が600万円ですね。ということは約12件分ぐらいしかないんですけれども、来年度はそんな早く申請期間が終わってしまうんじゃないかと、ちょっとがっかりするようなこともあるので、もっと増やしたほうがいいんじゃないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、ご意見でございます。それだけ希望者が多いということでもありますので、だんだんと金額を増やしていくのがいいかなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 一応600万円の当初予算ということですから、12件の申請があったということでもよろしいですね。そうですね、空き家バンクももう少し町民に、町報は前からもう何回かやっている、見ましたけれども、広告とか、いろいろなことで町民に周知していただければありがたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、先ほど、移住・定住サポーターについてお聞きしたんですが、隣町には結構マスコミで有名な移住コーディネーターがおりまして、当町も一生懸命やってくれているんだなとは思いますが、移住サポーター設置規定では、移住サポーターの役割というのがうたってあるんですが、移住・定住に関する相談の対応及び相談内容に応じた情報を提供すること、定住の推進に関して必要な情報を町に提供すること、定住の促進するためのイベント等を開催すること、移住後の定住に向けた各種支援制度案内及び地域案内をすること、空き家に関する町への情報提供及び空き家バンク登録推進のサポートをすることというふうなうたってあるんですが、今現在の、私、移住サポーターの方を別に意地悪するわけじゃないんですが、町が、もちろんもうちょっと、移住サポーターに対して積極的に働きかけて、やれば、いろいろな面があるんじゃないかと思えます。

例えば、移住希望者または移住者を対象としたイベント等に参加すること、協力することと書いてあるんで。あるいはイベント開催することと書いてあるんです。移住希望者や移住者がいないからイベントもできませんよ、そういったことではなくて、もう少し頑張っただいて、隣町に負けないような移住サポーターにしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 移住の実績につきましては、まずまずあるわけございまして、また、移住関係のイベントですか、イベントにつきましても、コロナ禍ということもあってなかなか

か、そこら辺が取り組んで、今できないということでもあります。今後はイベント等も開催をして、移住に関して盛り上げてまいりたいというふうには思っております。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 分かりました。以上よろしくお願いたします。

ついでなんですが、先日、議会報告会と町政懇談会ですか、ありましたけれども、その中で地域おこし協力隊は現在2名の方がいるんですが、町民から、これらの方との接点がないことや交流がないなどの意見が寄せられております。もっと表に出て彼らの活動報告をしていただき、存在感をアピールしてほしいなと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長、答えられる範囲で結構ですので、通告書以外の部分ですので。よろしいですか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域おこし協力隊につきましては、任期を過ぎて、この町に残って、例えばアガッタンの運行、管理をしていただいている杉並区から来た小川君、まだ残って、積極的にやってもらって、アガッタンに非常にいい状況をつくり出していただいているわけございまして、彼なんかは、阿佐ヶ谷駅から杉並区役所へ行くアーケードのショッピングセンターがあるんですが、そこに、小川眼鏡店が実家なんです。そこから来てくれて、一生懸命やっていますので、彼なんかは本当に我が町の人間として取り組んでいただいております。そうやって、また、就農した地域おこし協力隊もいます。そのようなことで、非常にいい状況になってきておるといふふうに思います。

それぞれの協力隊員が専門の業務を持っているので、専門以外のところにはあまり顔が出せない状況にありますので、そういう点から申せば、今、里見議員がおっしゃったようなことをおっしゃる方もいるかもしれませんが、やっぱり、協力隊はそれぞれ一生懸命活動しておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

里見議員に申し上げますけれども、一般質問通告書以外の部分の質問は避けていただきたいと思います。

○7番（里見武男君） 分かりました。

通告書以外の質問、どうもすみませんでした。

じゃ、最後にもう一つなんですが、東吾妻町空家等対策計画の中で、対策協議会があると思うんですが、これは任期が2年なんですが、平成30年から始まっております。今年は令和

4年ですね。ということでこの委員会、年にどのくらい行われているかお聞きしたいんですが、最後の質問です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町空家等対策協議会でございますが、一応9名の外部の委員さんがいらっしゃるものでございます。そして、第1回の協議会を平成29年12月にやったと、第2回が平成30年1月にやって以来、開催をされていないということでありますけれども、これから、今年度につきましては開催をしてみたいということでございます。これも非常に重要な協議会でございますので、委員の皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 途中、委員会が少し開かれていなかったということなんですが、今後も積極的にこういう委員会やってもらって、この空き家対策の、何ていうんですかね、空家等対策計画で、本当に一生懸命やっていただきたいなという思いであります。

最後、町長一言お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 空き家も一つの町の財産ということが言えるかと思います。

使用できないものは除却をしていただいて、使用できるものは有効に改修等も行って、そして、移住する方に提供するというふうな、一つの流れができてくればいいかなというふうに思っております。

今後も議会の皆様、協議会の皆様のご意見もいただきながら、この空き家と移住に対してしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○7番（里見武男君） ありがとうございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、里見武男議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9番、重野能之議員、ご登壇願います。

9番、重野議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので質問をさせていただきたいと思
います。

質問の項目としまして①町政懇談会、中学生議会について、②町経済の現状についてお聞
きしたいと思います。

それでは、質問の要旨として、町長、町執行部と地域住民の方々が直接対話する町政懇談
会が開催されました。現役世代からご高齢者まで多くの方の町に対する思いや考えを聞き、
さらに、町の考えを直接お伝えすることは大切なこととあります。懇談会を終えての町長の
率直な感想をお聞かせください。また、今後の町政にこの懇談会をどう生かしていくのかお聞
かせください。

2点目としまして、東吾妻町に住み、また、この社会に生きる全ての子供たちは、私たち
にとってかけがえのない宝であります。去る11月29日に、町長にもご出席をいただき、議
会主催の第4回東吾妻町JHS議会～中学生からの提言、中学生議会が開かれました。生徒
たちからは、爽やかに、かつ真剣に純粋な様々な提案が出されました。この子供たちの、生
徒たちの声と思いに政治行政の光を当てていくべきと考えます。町長が率直に感じた中学生
議会への思いをお聞かせください。

3点目としまして、この30年間、ほぼ経済成長していないとも言われている日本、先進国
の中でも賃金増加率は最も低く、さらに、所得が増えていません。世帯年間所得中央値だけ
を見ても、1994年の平均約550万円から2019年平均約372万円に減っています。特に若い世
帯の所得は大きく減少しています。このような中で、この数年のコロナ禍など、社会全体の
状況の中で、山間地はさらに厳しい環境にあると考えられます。これらを踏まえ、町経済、
景気状況について、どのように認識されているのかお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町政懇談会を終えての感想ですが、この町政懇談会につきましては、私、就任以
来毎年実施をしまいましたが、コロナ禍により、令和元年度に開催を後、実施できず
に
来ました。今年度から再開をしたところでございます。夜分にもかかわらず、各地域の皆さ
んから、地域の課題や町全体に係る課題、提言などをいただき、今後の町政に大いに役立つ
ものと感じました。今後も毎年開催をしながら、町民の皆さんと接し、説明をし、懇談し、

その中でいただいたご意見を町の将来に向けて、町の発展のために、町民皆さんと力を合わせて取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の中学生議会について、私が率直に感じた思いでございますが、先日の中学生議会では、若い議員の皆さん9名と向かい合うことができまして、大変うれしく思いました。日頃から思っていること、考えていることをご提言いただきました。

高齢者のマージャン交流や、心安らぐ観葉植物を公共施設に配置するなど、身近に実践できる提言のほか、淡水魚水族館や、病院を中心に老人ホーム、こども園、研究所など包括した総合施設の建設など、未来への大きな提言もあり、将来の我が町を担う中学生の町を愛する心に接することができ、大変有意義な時間でございます。そして、中学生がその思いを持ちながら、将来、この町に住み、暮らす中で、さらに大きくして町の発展に寄与していただきたいと思っております。

3点目の町の経済の現状についてでございますが、当町においても厳しい状況にあることは承知をしております。議員がおっしゃられるように、日本は先進国の中でも唯一所得が増えていない、30年間ほぼ経済成長していない中で、少子高齢化が進む当町においては、その所得を得る生産年齢人口も少なく、また、事業の後継者不足もあり、より厳しい状況と認識をしております。そのため、人口減少対策に特化し、若者層をターゲットとした総合戦略について進めており、特に、子育て支援、若者定住支援等につきましては、他町村と比べても厚い支援策を講じているところでございます。

町政懇談会での町民皆様のご意見や中学生議会の子供たちの町を愛する心は、この厳しい経済状況の中で、これからの町の力になると信じておるのでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁いただきありがとうございます。

2点、1つ1点再質問というか提案をさせていただきたいと思います。

中学生議会についてですが、先ほど町長も答弁言われましたように、本当に子供たちの強い思いが伝わるものでした。いろんな提案がありました。これらの必要性の有無とか、そういったものは諮らなくてはならないと思うんですが、何か、子供たちが伝えてくれた、訴えてくれた提案であったり、そういったものを、必要性の有無は諮らなくてはならないと思うんですが、何かこう、あかしとして残せる、これらの提案の何かを施策、政策として実現を

ぜひ、していただきたいというふうに強く思っております。

また、今後も中学生議会にとどまらず、あるいは高校生議会が今年は開催をされないんですが、それだけではなくて、町長と町内の児童・生徒、子供たちとの、例えば対話集会、タウンミーティングとか、そういった、議会もあるんですが、町長との対話、若い人たち、子供たちとの対話、話す機会、子供たちの思いをもっと聞ける場所、そういったものをぜひ設けて、子供たちの声なき声、身近な、大切な、純粋な思いをどんどん吸い上げて、拾っていただきたい、そういうものをぜひやっていただけたらなというふうに、これは提案になるんですが、強く思います。

そこら辺のことについて、町長の、もしお考えがあればよろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員のご提案もいただきました。

今度の中学生議会で、出席は9人ですが、10人の方がご提案をいただきました。その中で実現可能なこともございます。担当課と十分、この点については協議をいたしまして、早速取りかかって、実現できるものについては担当課の、まさに力を、すぐに動いて、実現に向けて動いていただきたいというふうに考えております。

また、中学生、高校生などとの対話集会、タウンミーティングのようなものを開けないかということがございますけれども、中学生議会、高校生議会をこれまで開催をしまいいりまして、非常に、私も若い人たちといろいろとご意見を伺って話をするということは、非常にいいことだなというふうに感じておりますので、今後もタウンミーティング的なものが何かの機会に、学校のやっぱり授業の関係でなかなか難しいのもあるかもしれませんが、何かの機会に、中学生議会の人数よりも多くの方が出席できて、そして、お互いに対話できるようなものができれば取り組んでまいりたいと考えております。これについては、学校側と十分に協議をしまいいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） やはり、保護者にとっても我が子の活躍、我が娘の活躍というのはやはり非常にうれしかったり、また、子供自身もさらに学ぶ意欲だとか、この町に対する夢や希望が増えていくのではないかなというふうに思います。ぜひ、そういったことを実現していただけたらすごくうれしいことだなというふうに思います。

最後に、もう一点、経済について質問を今回させていただきました。

町長からご答弁もありました、国の先進国の中でも実質賃金の増加率というのが最低であると、日本は3.1%、アメリカ46.7%、イギリス44.4%、フランス29.6%、ドイツ33.7%という数字で、これは令和4年の年次経済財政報告にあるものなのですが、圧倒的に増加率が少ない状況であります。

本日も、議員報酬の件について、この議会でも可決をされました。この議員報酬について、私も以前、非常にいろんなこと、同様のことがあったときに悩んだんですが、ここ数年の地方議会議員の成り手不足というのは非常に問題視をされております。これについては国会でも議論をされて、もう少し、超党派で、地方議員の成り手不足対策の一つとして議員報酬の引上げ、そういうものを含めた議会経費を交付税に、もう少し多めに充当する、多めに交付税を増やすと、そういうような議論が国会でもなされている状況であります。

町長、また、執行部も含めて、やはり、なかなか政治の成り手不足と、これは魅力不足というのものもあるかもしれません。町長を含めた、また、執行部の成り手不足というのも、例えば町長の成り手不足、あるいは市長の成り手不足、こういうものも今、少しずつ、これが無投票で信任されたという考えももちろんありますし、あるいは一方でなかなか、特に若い人から大変なことだな、魅力がなかなか感じられないと、そういう意味で将来的に、町長さんであったり、市長さんであったり、県知事さんであったり、そういうところの成り手不足というものも生じてくるんじゃないかなというふうに心配をしております。そういうのを込めてしっかりとした給与体系とか、報酬体系というのは、やはり今の時代はつくっていくべきだなというふうに強く感じております。

国の流れも、民間企業に、内部留保、民間企業の、内部留保というのは正式用語じゃないみたいなんですけど、この国全体で500兆円ということで、国も働く人たちの給与をもっと引き上げていくべきだということで、今、これが国の、また、私たち日本社会の流れとなっているのかなというふうに思います。

これはちょっと、余分事だったんですが、最後に質問ということで、1つです。これも国なんですけど、国民生活基礎調査というのが実施をされております。これ、私みたいな貧乏議員が言うと本当にリアルな数字に、さらに聞こえていただけるのかなと思うんですが、生活が苦しいと答えているこの日本全体の世帯、54.4%、母子世帯では81.7%、高齢世帯では51.7%、子供がいる世帯では64%、この世帯が、生活が今苦しいと答えているんです。

これを、やはり、我が町においてもいろんな人たちがいますので、こういった調査を町民、群馬県も町民の幸福度調査とか、まさに国が行ったこの基礎調査もあるんですが、この町に

限定したさらなる町民の方々の生活実態であったり、思いであったり、そういったものを調査するようなアンケートを行っていただきたいと、そして、本当に必要なところに必要な予算を投入していただくと、こういうようなことを提案をしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 経済につきましてです。

非常に厳しい状況にあるということをごさいますて、我が町につきましては、子育て支援、それから、若者定住等の補助金をはじめとして様々な補助金制度がございます。そういったものを利用していただくことによって、また、経済のある程度の活性化に向けた一つの動きとして捉えていただければありがたいというふうに思っております。

議員の皆さん、また、首長の皆さんの成り手がないというふうなことも言われておるところでございますが、やはり、張り合いを持って、しっかりと地域のことを思って、そして、政治に取り組んでくれる人がこれからも出てもらわないと、この我が国が立ち行かない状況になってくるというふうに思っていますので、その点はしっかりと、この町におきましても考えていかなければならないと思っております。

国民生活基礎調査のような生活に関するアンケートですか、そういうものを取ったらどうかということをごさいますけれども、アンケート、最近は総合整備計画のアンケート等も行っております。アンケートを取る方法もいろいろあるかと思しますので、自主的にアンケートに応じてくれるような、そういった募集方法があればそういうものを利用していけばいいのかなというふうには思っております。

今後、そういった募集方法等も含めて、十分に検討をして、そして、町民の皆様の今の生活の現状についてお聞きすることも重要かと思っておりますので、それにつきましても今後、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○9番（重野能之君） ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日12月15日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時02分）

令和 4 年 12 月 15 日 (木曜日)

(第 3 号)

令和4年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月15日(木) 午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 洸 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山野 邦明 君	総務課長	水 出 智 明 君
企画課長	関 和 夫 君	まちづくり 推進課長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町民課長	水 出 悟 君
税務課長	谷 直 樹 君	農林課長	角 田 良 信 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局任
主 田 中 康 夫

議会事務局長 西 卷 雅 子
議係

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。また、換気のためドアや窓を開けたままの状態で開催を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用も許可いたします。

（午前10時00分）

○議長（須崎幸一君） ここで暫時休憩といたします。

執行部の皆さんは退席していただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

（午前10時01分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時46分）

◎発言の訂正

○議長（須崎幸一君）　ここで、根津光儀議員より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君）　昨日の私の発言の中に誤りがありましたので、一部を訂正いたします。

○議長（須崎幸一君）　それでは会議を進めてまいります。

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君）　日程第1、町政一般質問を行います。

◇井上日出来君

○議長（須崎幸一君）　最初に、3番、井上日出来議員、ご登壇願います。

3番、井上議員。

（3番 井上日出来君 登壇）

○3番（井上日出来君）　それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

今日の質問タイトルになりますが、大見出しの1、バスタ植栗（仮）の用地問題について、また、タイトルの2、坂上地区の交通安全対策についてであります。

まず、タイトル1、バスタ植栗の用地問題についてであります。さきの定例会以降、複数の町民から質問を受けました。その内容は、バスタ計画用地に町長もしくは親族の所有地

が含まれているのではないかという疑念の声でありました。町民の間でこのよううわさが流布されることは大変遺憾であり、町長におかれてはこの疑念を払拭すべく、公に丁寧な説明を求めます。

町民の上記質問に対してどのような説明をされるか、その回答をお聞かせください。

また、本事業が決定されたプロセスについてお尋ねをします。

その1、植栗インターチェンジへのバスタ設置案の発案者、また、提案者はどなたでしょうか。

その2、いつ、どこで、誰がこの計画実施を植栗と決定したのでしょうか。

その3、計画段階で植栗以外の候補地は存在したのでしょうか。また、どのように比較検討されたのでしょうか。

その4、今現在、事業プロセスに、特に用地に関してどこまで実施済みであるかご説明ください。

タイトルの2になりますが、坂上地区交通安全対策についてであります。

大柏木川原湯トンネルの開通後、交通量が増加し、坂上地区における経済再生の兆しが見え始め、大変喜ばしく思います。その反面、住民から見た交通安全対策は後手に回っており、地域住民からその危険性を指摘する声が多数寄せられております。

事例を以下に記します。

町としてこれを調査し、関係機関への要請など早急な対応を求めるものであります。

その1、トンネル出入口から大戸まで、下りカーブが多数あり、高速で通行する車両が大変多くあります。徒歩で本道を横断する住民も、また高齢者もいることから、減速標示または標識等の設置を求めるものであります。

その2、萩生方面から大戸宿に下ってくる国道は、高速で下ってくる車が多く、側道から国道に出る際に危険を感じる地元ドライバーが多くおられます。実際に衝突しそうになり、県外車両からどなられるなど、トラブルになるケースもあったそうであります。ドライバーに対して、減速するように注意喚起する道路標示や看板の設置を求めます。

その3、大柏木入口交差点の横断歩道、大戸交差点の横断歩道、その他坂上地区内において、これには小学生が毎日利用するさかうえこども園前の横断歩道も含め、横断歩道や停止線、中央線等の消失が多いため、県外車などが道路標示を見落とすケースが散見されます。地元ドライバーだけでなく、郵便局員が危険な目に遭っている事例なども報告を受けております。坂上地区住民の安全を守るため早急な対応を求めます。

なお、再度確認したところ、大柏木入口交差点における大柏木側の横断歩道は直近に再塗装されており、一時停止の標識も設置されておりました。しかしながら、同交差点の大戸側の横断歩道については、まだ消失したままの状態であります。

以上、報告とさせていただきます。町長のご答弁をお願いします。

引き続き、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目でございますが、現在、私たちはバスタに関しましては、バスタ東吾妻と仮称して呼んでおります。

バスタ東吾妻、仮称でございますが、の用地問題についてでございますが、このバスタ東吾妻の構想は地域公共交通結節点として、本年度、基本構想の策定を進めております。高速バスに乗り降りするためのパーク・アンド・ライド駐車場の整備をはじめ、休憩施設や観光施設など、パーキングエリアの機能を含めた複合型の施設を想定しております。

この予定地につきましては、上信自動車道の植栗・中之条インターチェンジの周辺で、利便性や機能性、既設路線への接続性などを含め、現在、検討を重ねており、具体的な場所については、今のところ特定をしておりません。

私個人が所有する土地でございますが、現在の植栗交差点付近に所有しておりますが、その大部分が県道整備、アクセス道路でございますが、のため、既に群馬県に買収されております。現在は、その残地が多少残っている状況でございます。

議員ご指摘の計画用地に私の所有地が含まれているという表現がございましたが、誠に遺憾でございます。いまだ具体的な計画予定地は決定をしておりません。今後、基本構想を策定していく中で、この計画予定地を決定していくわけでございますが、場所の選定に当たりましては、あくまでも利便性や機能性、接道との兼ね合いなどを優先的に考慮して決定していきたいと考えております。私個人が所有する土地に当てることを目的とした構想ではないことを、ご理解をいただきたいと思います。

また、計画を策定する上で、合理的に必要な不可欠であると客観的に判断された場合は、私個人といたしましても、この重要な公共事業のために率先して土地を提供していきたいと考

えております。

2点目の本事業の決定までのプロセスでございますが、現在、JRバスの高速バスが草津・新宿間で運行されており、町内に2か所、中之条町に1か所の停留所がございます。上信自動車道が完成すると、バス事業者としては、速達性や安全性を優先するため、町内をスルーしてしまうという懸念が生じました。そのため、数年前に、群馬県としても地元利用客の機能維持のために、上信自動車道の本線に高速バス用の停留施設の設置や植栗・中之条インター付近にパーク・アンド・ライド施設の検討を行ってきた経緯がございます。

その後、県においてこの話が立ち消えてしまったため、昨年度、改めて東部3か町村連名で、群馬県知事宛てに要望書を提出してまいりましたが、現在に至っても前向きな回答は得られていない状況でございます。

町では令和3年3月に東吾妻町地域公共交通計画に、地域公共交通結節点として位置づけ、計画策定をしたところでございます。

計画の場所を植栗とした理由といたしましては、東部3か町村とも協議の上、現在のJR高速バスの停留所の位置や今後の利便性等を考慮した結果、植栗・中之条インター付近と合意形成しております。

現在の基本構想の策定状況でございますが、役場内の関係課で構成する検討委員会を立ち上げまして、場所の選定、施設の規模や機能に係る協議、また、様々な課題を洗い出して、検討を重ねております。

2項目めの坂上地区の交通安全対策についてでございますが、1点目から3点目につきましては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、大柏木川原湯トンネルの開通後、交通量の増加に伴い、高速で通行する車両が増えているという危険性を町としても認識しております。実際に、トンネル開通直後には地元車両と大型トラックの衝突事故が発生をいたしました。事故発生後は関係機関と現地調査を行い、止まれの標識や止まれの路面標示の設置を行いました。このように危険箇所につきましては、道路管理者である中之条土木事務所と交通管理者である吾妻警察署、それと、町の関係機関で現地調査を行い、対策を講じております。

また、町では年度当初の区長・区長会長会議において、カーブミラーやガードレール、区画線等の交通安全施設設置要望書の提出をお願いしております。やはり地域のことについて一番知っているのはそこに住む町民の方であり、町だけでは全ての危険箇所を把握できていないため、区長さんを通して町民の方の要望を聞かせていただいております。

なお、町へ提出された要望は集約し、担当者が現地調査を行い、町で実施可能なところについては、予算の範囲内で優先順位をつけて、交通安全施設の設置を進めております。その他、国道や県道などの危険箇所につきましては、先ほども申し上げたとおり、関係機関と現地調査等を行っております。

今後も関係機関との連携や町独自の交通安全施設の設置を進め、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 町長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、まず、タイトルの2の坂上地区の交通安全対策について、追加質問をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、タブレットのデスクトップのほうに私の資料がありますのでご覧ください。執行部及び傍聴者の皆様におかれましては、写真をプリント配付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

この資料でありますけれども、坂上地区の主要地点で道路標示が消失している箇所をまとめさせていただきました。これが全てではありません、一部であります。

特に、先に手がけていただきたい所が、さかうえこども園前の横断歩道の消失部分であります。ここは、学童に通う坂上小学校の生徒が毎日通うところであります。そこを通るときには、必ず学童の職員の方もしくは小学校の先生が必ずそこをチェックしていらっしゃるの、それは安全とは思うんですけれども、やはりこういったところを町側としても行政として、ぜひ子供を大切に考えているということを示す上でも、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さかうえこども園前もこの写真のとおり、横断歩道が消えているということでございますので、これは早急にこれを復活させなきゃならないと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ありがとうございます。

ぜひ、早急な対応をよろしく願いいたします。

それで、私も実際この現地に行って、なぜこのような状態になるまで放置されたのかなと

いうことを思ったんです。実は、ちょっとお聞きしたところ、今、坂上小学校の生徒、大半がバス通学をしております。

よって、徒歩で学校周辺を歩いて回る、見て回るということが大変機会が減っておりまして、それがゆえに、学校周辺の交通安全対策にもしかしたら見落としが生じることがあるのではないかなというふうに感じました。

よって、これは教育長及び学校教育課長、担当課のほうになるかと思うんですけれども、ぜひ、教育施設の周辺のこういった見回り調査、定期的に行っていただいて、見落としがないようにしていただきたいというふうに思います。

町長からご指示をしていただくことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、道路管理者、中之条土木事務所のほうにつなげるということであります。

教育長のほうからよろしいですか。お願いします。

○議長（須崎幸一君） 山野教育長。

○教育長（山野邦明君） 井上議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

学校に関わる通学路の安全点検につきましては、国を挙げて実際やっております、毎年10月ぐらいがまず点検、そして、ここ近くが報告というような形になっておりますが、本町での通学路点検につきましては、まずは各学校でPTA、学校関係者でそれぞれの通学路を点検を上げていただきます。その上げてきていただいた危険箇所について、今度は町部局、教育委員会、警察署、土木事務所等を含めて、実際に現地に行って調査をして、今後どうしたらいいかと、そのような対策を練っているところであります。

今年度につきましては16件上がってきて、実際、土木事務所、警察署と調査をしたのが4件でございました。

ちなみに、坂上地区につきましては、ほとんどスクールバスということで、なかなか通学路の点検が十分できていないという、そういうところもあったようですが、実際今回は上がってきていないという状況はありました。

井上議員のおっしゃるとおり、子供たちの交通安全につきましては、これは大切なことだと思いますので、また、各学校にもそれを伝えながら、自分でも守るし、また、周りでも安全を確保できるようにやっていきたいというふうなことを考えております。

ご指摘いただきまして、大変ありがとうございました。今後も安全点検に努めてまいりた

いと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 教育長、誠に丁寧な回答、ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、次に、大柏木入口交差点の件になりますけれども、実はこの大柏木入口交差点は、写真資料の右下の写真になります、縦長の写真になります。こちら、大柏木から下ってきて、ここ一時停止になる場所になりますけれども、この部分に関しては、私が最初にチェックしたときには、横断歩道が消失して、ほとんど見えない状態になっておりました。それが、つい最近再度確認したところ、新しい塗装がされておりましたということで、さっき一般質問の中でもちょっとそこを触れたんですけども、この部分に関してはリニューアルされておりましたということになります。

問題はこの止まれというところの標示の右側になるんですけども、写真にはちょっと欠けているんですけども、こちら実は田んぼがあります。地元の方はご存じかと思えますけれども、田んぼがありまして三角地になっています。この田んぼが実は秋になりますと、稲が背が高くなりますと、お互いの対向車、出てくるところが見えなくなるので、これが大変お互いの車が見づらくて危険性があるということです。

見えないゆえに大柏木から下ってきた、特に県外車が多いかと思えますけれども、交差点の中まで自動車の先がずっとこう出てくるんです。それによって大変危険な思いをしたという方が実は複数、私は聞いております。

なので、ここは地権者と、もしくはこの生産者とちょっと交渉をしなければならぬのかなと思うんですけども、できれば町のほうからこの所有者に対して、数メートルお互いの道路が見える範囲で、ちょっと稲作のほうを中止していただくなり、ご協力いただくなり、もしそれに関して必要であれば補償するなりして、安全性の確保を図っていただきたいというふうに思うわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては地元の区長さん等とも協議をして、地主さんの作物を作っている方へのご相談等も行っており、探っていきたく、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひとも、坂上地区の特に406号に関わる部分と、それから、教育

施設に関わる部分、安全対策よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、タイトルの1番になりますバスタ植栗改め、バスタ東吾妻の用地問題について、追加の質問をさせていただきたいと思ひます。

町長のご答弁で、まず、基本構想の策定段階であるということでもまだ用地は決定されていないというふうにお聞きしたんですけれども、町長がお持ちになっていた土地に関しては、県が買収をされたということでもありますね。その土地については、今回の事業には関係がないという解釈でよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いや、答弁でそこまでは言っていないと思ひます。これから計画策定ですから、井上議員もこの質問するとき、現地調査などしておりますか。しないでこの質問をしているということですね。

○3番（井上日出来君） はい。

○町長（中澤恒喜君） ですから、ちょっと擦れ違いがあると思ひます。

○3番（井上日出来君） 分かりました。

○町長（中澤恒喜君） アクセス道路、植栗伊勢線に当たって取られて、もうほとんど、真ん中を取られてしまひまして、両側に路肩に沿って細く残った土地でありますので、これにつきましては一般的に見てあまり活用ができないところかなというふうには思っております。

一般的に考えて、バスタにつきましては1万平米以上は必要となるんでございます。そのような点から見てもちょっと、県道に接した、細長いアクセス道路と、それから、主要地方道、渋川東吾妻線に沿っているところでございますので、あまり利用はできないのかなという、私は感じをしております。

ただ、これから計画策定でございまして、もし、ぜひ提供させてくれということになれば反対するわけにもいきませんので、それは当然幾らかでも提供してまいりたいというふうには思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

あえて私は現地調査をしております。なぜかといいますと、町長のご答弁いただく内容が全てだというふうには思っておりますので、あえてこれをまた担当課の手を煩わせることでもないというふうには判断をして、今回はそんなに深掘りした調査はしてございませんのでということで、それ以外について、またちょっと疑問に感じるところをお聞きしたいかと思ひます。

この事業自体がもともとどこから発生したものなのか、事業案です、これについてお尋ねをしたんですけれども、いま一つちょっとまだ分からないんですけれども、どういった経緯でこのバスターミナルの建設計画というのが上がってきたのか、なぜ植栗という地になったのかという、そこの流れがもっと明快に、私どもが町民にちゃんと説明できるような形でご説明いただけないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、上信自動車道が完成しますと、今、バスタ新宿から草津温泉に行っているJRバス関東、それから、東京駅から四万温泉に行っている関越バスの高速バス、これが当然上信自動車道を通行するということになります。そうしますと、先ほども述べたように、在来道路にある停留所は使わないということになりますので、やはりバス会社としては、速達性を重視します。ですから、まず、上信自動車道の県の事務所、役場、それから、バス会社と検討を始めました。

そして、最初のうちは、上信道上に拡幅部分のようなものを造って、そこに停留所を造ったらどうかという案が出ました。

しかし、検討していくと、上信自動車道に入るのに、そこに扉をつけて鍵をつけなきゃならない。バス利用者以外が入ってしまうと、大事故につながる、自動車専用道路なんですから。そういうことからして、そういう入りを管理しなきゃならない。それは、バス会社がしなきゃならないということになると、これはできないということになりました。

そして、上信自動車道の県の説明会のときに地元住民の人が、うちの区域にはいいところがあるんでパーキングエリアを造ってくれたらどうかというふうに提案したんですが、上信道の事務所は、上信道上はパーキングエリアは造りません、そういう方針ですということなんです。

ですから、トイレもちょっとした休憩するところもできないわけなんで、そうすると両方考えて、やはりインターをちょっと降りたところにバスターミナルを造って、トイレを造って、ちょっとしたものを販売する、売店を造る、これがいいんじゃないかということになったわけでございます。

そうしたとき、どこがいいかということですが、やはり今申しましたように、関越バスは四万温泉に行く場合には当然、植栗・中之条インターを降りるということでありまして、また、一般の乗用車につきましても、中之条町に行く人はそこで降りる。高山の尻高方面の人もそこで降りるということ、当然東吾妻町の人も使います。一番交通量の多いのは、植栗・中

之条インターなんです。ここに造ることが非常に効果的だということでございます。そのようなことから、ここに、インターを降りたところに造ろうということになりました。

やはり観光的にもかなり有利になります。東吾妻町以外でも、草津から帰るときにこのターミナルで降りて、関越バスに乗り換えて、四万温泉に上がり湯に行くということもできます。また、路線バスを、ここで高速バスと接続をすることができるということで、非常に有利な状況になりますので、これにつきましては東部3か町村で協力して造っていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 非常にご丁寧に説明をいただいたんですけども、私としてはまだまだ疑問があるわけでありまして。

まず、植栗に設置することによって、確かに中之条町、高山村、そして、当町と、3町村にとってメリットはあるかと思うんですけども、実際当町の中心的な経済圏というのは原町エリアになりますよね。その原町エリアに実際どのようなメリットがあるのかということがちょっといまいち、私自身は納得いかない部分があるわけです。その辺は何かデータなどをお持ちで、根拠があって説明できるのかどうかということをお伺いしたい。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、バスターミナルを何か所も造るわけにはいかないわけでございます。そういったことで、今申し上げたように、効果的な場所に造るということで、また、多くの皆様が利用できるように、パーク・アンド・ライドの駐車場を造って、そこでちょっと離れたところの人も、車で来て、車を置いて、バスに乗り換えて、そして、新宿へ行ったり、都内へ行ったりとすることができるわけでございますので、そういった意味で、パーク・アンド・ライド、駐車場、これが大きな効果を果たすというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） まだやっぱり私としては合理的根拠に欠けるのではないかとこのように感じる次第であります。

計画自体を根こそぎ反対するという意味ではありません。これをやっぱり多くの方にしっかりと賛同していただくためには、やはり根拠がもっと必要なのではないかということをおし上げたいわけです。

1点、もし私の聞き間違えであれば、訂正していただいて構いませんし、お答えいただきたいことがあります。

9月の定例会において、上信道特別委員会において、バスタ計画の調査を株式会社アイ・ディー・エーに依頼したという内容のお話をお聞きしました。調査を依頼したというふうにお聞きしております。本定例会では、同社に基本計画案を幾つか提案してもらおう予定であるというふうな内容のものが発言されました。

私の聞き間違えかどうか、私はメモをただけなので、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、9月の定例会においては調査を依頼した、本定例会においては基本計画案を幾つか提案してもらおう予定ですよというふうな内容、これ確認なんですけれども、間違いないでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基本構想を策定するわけでございますので、当然調査等、計画案ですか、幾つかの対比できるようなものを作成することは必要になります。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 基本構想なんですね。分かりました。

それであれば、この株式会社アイ・ディー・エーがどのような調査方法もしくはどのような合理的根拠を持ってこの計画をしてくるのかというのが、ちょっと見えないんですけども。

今、実は全国の自治体でE B P M、合理的根拠に基づいた実効性の高い政策を立案すること、これは統計データであったり、ビッグデータであったり、そういうものを活用して、合理的根拠に基づいた事業計画をやりましょうと、政策立案やりましょうと、そういうことであります。

実は、私が6月定例会の一般質問で提言をしましたデータを活用した政策立案、これもE B P Mのことです。事業は、やるからには成功させなければいけません。町長がやられる事業ですから、私としてもぜひこれを成功させていただきたいというふうに思っています。その観点から、提言をさせていただくわけですけども、既に外部業者に委託をされているわけですけども、改めてこのE B P Mの合理的根拠に基づいた事業の基本構想、これを行うように、再協議をしてみただけませんかということでもあります。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私としてもE B P M、もう一度よくその内容を検討の上、それが今回の事業に必要であるということが分かれば、当然お願いをしていくということになるろうかと思えます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） このバスタが完成するのは、令和9年頃もしくは10年になるかわかりませんが、それぐらいの予定だと思います。ということは、これから5年ほど先の話になります。恐らく5年ぐらい先になると、全国の自治体でE B P M、要は合理的根拠に基づいた政策立案を行うということは、恐らくですが、ある程度スタンダードになっているであろうと思うわけです。

ですから、こういった大きな事業を手がける際に、ぜひとも早めにこのような合理的根拠をベースにした政策立案、事業計画というものを実施していただきたいんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アイ・ディー・エーさんにつきましても、こちらではちょっとわかりませんが、E B P Mについて十分理解をして、それにのっとって調査、設計しているかもしれません。その点をもう一回よく確認をしてみたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひとも、合理的根拠に基づいた事業計画、政策立案ということをお願いしたいというふうに思います。これは、町長が手がける事業が成功していただきたいというその思いからでありますので、ぜひよろしく申し上げます。

まず、先ほど町長の所有地についてでありますけれども、ご丁寧な答弁をいただき、今回の計画には直接的には関係がないというふうに私は取りましたが、それでお間違いないでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうふうに言うてはおりません。井上議員は、自分で決定してしまふようなところが度々あるんで、そこら辺のところは気をつけていただいたほうが。

私が申したのは、私の私有地は本当に残り少なくなって僅かな、線状にあるということでありまして、これが私が考えて、あまり効果的に使えるようなところじゃないかなというふうには思っておりますけれども、アイ・ディー・エーさんなり、そういった調査の結果、そこを使わないと駄目だということになれば、私としては重要な公共施設でございますので、

公共事業でございますので、提供していききたいというふうに言いました。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 多少早とちりなところがあると思いますが、申し訳ありません。

仮に、本当に一部分でもその計画にも含まれると、町長の所有地がですね。とすると、ぜひともお願いしたいことがあるわけです。

それは、一つは公的正当性がちゃんと担保されているかというこの部分です。それから、もう一点、町民サイドからすると、社会通念上の倫理的な正当性はどうかということなんです。

もし、町の事業として、これは致し方ないよねという判断であれば、それはやむを得ないし、議会もそれは反対はしないと思いますけれども、やはり、要職にある方ですので、その所有地が計画にかかってくるとなると、また町民の目が厳しくなると思います。

この辺は早め早めに情報公開をして、丁寧な説明をしていただいて、町民の理解を得るようにしていただきたいと思います。また、議会においてこの事業計画の内容、進捗状況を逐一報告をいただいて、我々も一緒に成功させるように学んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長、お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員の今のご発言はちょっと時期とすると早めだと、飛躍的なお話だというふうに捉えました。これから基本方針、その計画区域等が出てまいりますけれども、おっしゃったように、それは私として当然のことでございますので、それについてはしっかりとそこら辺を踏まえております。しっかりとこの施設が東吾妻町の将来にとって、若い町民にとって、有効な施設であるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 井上議員に申し上げますけれども、発言時間が1秒となっておりますので、簡潔にお願いいたします。

3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） いささかお早いというふうにおっしゃいましたけれども、実はこれは町民の中では様々なうわさが飛び交っているわけです。これは、私自身も大変遺憾に思っています。なので、そういったうわさが広まらないように、公明正大な行政運営をやりたい、その思いから、情報公開を早めにやっていただいて、町長は町民の信任を受け

ておるわけでありますから、誤解がないように行政運営を進めていただきたいというお願いであります。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員のご意見ございますけれども、そういった面もあるかもしれませんが。私も公の立場にございますので、そういったことはさきも申し上げましたように、そのような発想から行ったわけではありません。これは当然否定していきますし、また、そう思われるようなことも今後はなくしていくことはできないというふうには思っています。今後とも皆様のご意見等もお伺いしながら、しっかりと事業に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、4番、高橋弘議員、ご登壇願います。

4番、高橋議員。

（4番 高橋 弘君 登壇）

○4番（高橋 弘君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、地域経済の活性化対策についてお伺いいたします。

県内において、新型コロナウイルス感染症が2020年1月に確認され、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出され、政府から経済対策として給付金、交付金等の措置が講じられてきました。ワクチン接種も進み、重症化率も下がってきているようではありますが、現在、感染者が日々増加傾向にあり、第8波に入っています。

また、2月下旬、ロシアによるウクライナ侵攻が開始され、輸入穀物が減少、原油価格等の値上がりにより、日常生活に支障を来しています。

総務省が11月24日に発表した東京都区部の消費者物価指数（中旬速報値、2020年を100とした場合）は、生鮮食品を除くと、前年同月比3.6%上昇しました。40年7か月ぶりの大きさとなりました。原材料価格の高騰や円安の影響で、食料品が6.7%、電気、ガスなど、エネルギーは24.4%上昇しました。

このような中で、今日まで経済対策として町民に特別定額給付金、経済対策交付金等の支援事業を行ってきましたが、費用対効果についてどのように考えているかお伺いいたします。

また、物価高騰対策、電気、ガス料金の値上がりについて、どのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症が、低年齢層への感染が広がっており、ワクチン接種を高めたほうがいいと思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

続きまして、農業用生産資材の高騰対策についてお伺いいたします。

2月下旬、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、エネルギー輸出国であるロシアからの原油供給停止の懸念から、1バーレル120ドル台に到達しました。その後は、各国の経済指標の落ち込みから、景気後退による原油需要の減退が予測され、80ドル台後半に下落しましたが、10月にOPECプラスが減産を発表したことで、市況が反転しましたが、引き続き高い水準で推移するものと見られます。

農業を行うためには、生産の3要素である土地、労働力、資本が必要であります。特に資本装備が重要であり、多額の費用がかかります。物価高騰、円安等で生産資材が高騰しています。肥料の主原料である尿素、リン安、カリは海外から輸入しているため、海上運賃にも大きく影響を受けています。特に、肥料価格の高騰で農業経営が圧迫され、経営維持が難しくなっています。

農産物に高騰分を価格転嫁できればいいわけではありますが、現在の卸売市場販売は無条件委託販売が主であり、難しい状況にあります。生産者は経営安定化のために、野菜価格安定対策事業に加入していますが、品目が限定されています。また、収入保険に加入できる方は、農業申告者であります。

このような中で、農業経営の安定化対策について、町長のお考えを伺います。また、特に肥料の高騰に対して支援策を講じる考えはあるかお伺いいたします。

引き続き、自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの地域経済の活性化対策について、町が経済対策として町民に行った支援事業の費用対効果であります。まず、経済対策交付金についてです。

緊急経済対策商品券支給事業として、くらし応援商品券の支給を、令和2年度から毎年度実施をしております。今年度におきましても、8月に第1回の支給を実施し、12月にも物価高騰対応分として第2回目の追加支給を開始したところでございます。

支援金額としては、これまでの実績と今年度の事業費を合算いたしますと、約5億4,000万円の規模となっております。そして、その99%に当たる金額が町内で消費されていることから、町内経済の活性化に効果が上がっているものと捉えております。

また、これらの支援策が、コロナ禍に加え、世界情勢の変動に伴う価格高騰の直接的影響を受ける町民生活の下支えとして一定の役割を果たしてきたものと考えております。

次に、1人10万円を給付した特別定額給付金については、総額13億4,540万円を給付いたしました。これは口座振替で給付いたしましたので、どのくらいの効果があったのかははっきりいたしません。多くは貯蓄に回ったということが一般的には言われております。しかし、一時的には貯蓄はしたものの、その後の長期間におけるコロナ禍の状況や、先ほど述べたくらし応援商品券の状況を考えますと、この地域への消費に回され、効果があったと考えております。

また、物価高騰や電気、ガス料金の値上げ対策でございますが、くらし応援商品券に加え、非課税世帯には価格高騰緊急支援給付金として、1世帯5万円の給付を行っております。今後においても必要に応じ、物価高騰対策を講じていきたいと考えております。

次に、低年齢層へのワクチン接種の考えでございますが、接種につきましては本人と保護者の希望になります。そのため、対象となる保護者にはワクチン接種のメリット、デメリットの情報提供、希望調査をして、原町赤十字病院にご協力いただき、希望者全員に接種しております。

5歳から11歳未満の接種率は、群馬県平均が約20%で、当町は約42%と、2倍以上の接種率となっております。また、6か月から5歳未満の乳幼児につきましても、群馬県平均が2%未満で、当町は約17%と、高い接種率となっております。

2項目めの農業用生産資材の高騰対策についての1点目、農業経営の安定化対策についてですが、経営所得安定対策、野菜価格安定対策事業、収入保険や町で令和2年度に行った農業者支援金や、施設園芸を行っている方に燃油の補助、飼料高騰に対して補助を行い、経営の安定化を図ってまいりました。今後も、国・県・町等の様々な制度で、農業経営の安定化を図っていきたいと考えております。

2点目、肥料の高騰に対して支援策はについてですが、国で行っている肥料価格高騰対策

事業で、農業経営を行っている方は、対応できると考えております。今後は、町内の畜産農家を作る堆肥が、町内農家に活用してもらえるよう協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ご丁寧に答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

今までに町民に対して、定額給付金であるとか交付金、かなりの額でご支援をしていただいたことは承知をしておりますが、果たしてこれが町民のためにどのくらいなっているのかな、例えば生活困窮者支援、こういったものをもう少し底辺の底上げをしていくべきではないかなというふうに、私は思いますけれども、ただ、一律に交付金を交付するということはどうなのかなというふうに、疑問を持っております。

先ほど申し上げましたように、本当に困っている、困窮している町民に対して、もう少し底上げをしていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺については町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員の、本当に困っている人たちということでありまして、それにつきましては国での手厚い非課税世帯への交付金等が出ておるのでございます。町としては、町民の皆様に平等性というものを重視して、一律に商品券等配布をしてきたと、支給をしてきたということになります。

こういうものはやはり国の行うもの、それを補完する町の事業というふうなことで、組合せをうまく行いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

平等性、公平性というのは非常に大切だと思いますけれども、もう少し本当に困窮している人がいるとすれば、その人に手厚く面倒見てやるべきではないかなというふうには思っております。

経済対策の関係でありますけれども、まず、第一次産業の農業が盛んで、経営が安定していれば、農業離れというのは非常に起こりにくいと思いますけれども、農産物価格が低迷し続ければ、農業従事者が減り、第二次、第三次産業へと軸足が向いていくわけでありまして、そうすると、農業がだんだん衰退してきます。地元には働き場所がなければ地区外へ

だんだん移動し、帰ってこなければ人口が減り、出生率が低下すれば過疎化になってしまうということでもありますので、働く場所の確保が重要になってくると思います。

先ほども話がありましたけれども、上信道の開通に伴う雇用の促進を行うこと、こういったことが経済の活性化にもつながると思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信道につきましては、開通すれば非常に多くの面でメリットになるかというふうに思っております。他の地域を見ても、やはり高速道路なりインターなりができると、その地区に企業が進出をしてきたりという状況も見られます。当然、現在もそういった中で、町の中に本店なり支店なりというふうなお話もあつたりいたしますので、そういった面で、町としても完成に向けて雇用の促進する事業体を招致するような動きをこれからはしっかりと積極的に行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） これからも本当に雇用の促進というものを図って、人口減少に歯止めがかかればいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、経済対策の中で、日本の消費者物価指数でありますけれども、これが10月は3.6%上昇しているようであります。これは40年ぶりの伸び率ということであります。

円安であるとか資源高の影響で、食料品やエネルギーなど生活に身近な品目の値上がりが続いているということでもありますけれども、品目別の上昇率を見ると、生鮮食品を除く食料品は5.9%、食料全体では6.2%、食用油が35.6、スパゲッティが19.5、チョコレートが10%、酒類が5%値上がりしているようであります。こういう指数というのは、経済の体温計とも呼ばれているわけでもありますけれども、上昇は14か月連続、調査対象品目の522品目のうち、前年同月比より上がったのは406品目と、全体の8割近くとなっているわけでもありますけれども、こういったことが経済の圧迫になっていると思います。

物価上昇に見合う賃上げがなされればいいわけでもありますけれども、なかなかその賃上げは追いついていかないということでもありますので、この辺についての町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ロシアによるウクライナへの侵攻などの影響もありまして、諸物価が高騰している中でございます。そういった面で、町民の皆様のお声も聞きますと、やはり暮らしにくくなっているなという言葉聞きます。

そういった面で、やはり収入がそれだけ増えてこないと暮らしにくさが増えます大きくなるということですので、そういった面で、町としてできることがあるかどうかでございませけれども、これは国にしっかりとその政策を行っていただくよう、要望してまいるということであろうかと思っております。そういった面で、これからも町としての役割をしっかりと国のほうへつなげてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

あと、ワクチン接種の関係でありますけれども、先ほど町長のほうからご答弁をいただいたわけでありませけれども、町内のワクチンの接種率でありますけれども、昨日、保健福祉課長のほうから頂いた資料を見させていただきますと、町全体の接種率、これが12月7日現在でありますけれども、5歳から75歳以上までという接種率が91.1%ということになっております。

そして、その内訳を見ますと、5歳から11歳の未接種率、未接種の方が58.1%、これ一番多いわけでありませ。次に12歳から16歳までの未接種率が16.9%、3番目には20歳から29歳までが11.6%、30歳から39歳までが10.6%というふうな未接種率になっております。

そして、12月14日の報道を見てみると、かなり低年齢層の方がコロナに感染しているというような報道がありました。ちなみに申し上げますと、12月13日現在で、群馬県内のコロナの感染者が3,576人いるということでありませ、そのうち感染した割合が一番多いのが10代が17.3%であります。次に多いのが10歳未満が14.3%、30代が14.2%、20代が10.6%というふうに、低年齢層の方がコロナにかかっているということでありませ。

ですから、なるべく若い人というんですか、子供たちにもワクチンの接種を進めてもらったほうがいいのかというふうに思いますけれども、先ほどやっぱり本人であるとか保護者の同意がない、希望者がなければ接種ができませんよということでありませけれども、群馬県の今、警戒レベルが2でありますから、行動制限もしておりませけれども、なるべくワクチンの接種の接種率を高めるような形で、もう少しご努力をしていただいたほうがいいのかというふうに思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内のワクチン接種率91.1%ほどになっておりませ、これにつきましては、全国平均を上回る数字で、よい数字だというふうには思っております。やはりワクチンを接種することで、重症化を予防できるということですのでございませ。

そんな中で、今、コロナウイルスに感染者の発表というのが何々町に何人とかという単位では出てこないんですが、私の感じだと今、東吾妻町もかなり人数的には多くなっているんじゃないかなという感じがいたします。そして、話を聞くとやはり子供さんがなって、子供さんからうちじゅうがなるというケースがかなりあるようでございますので、やはり年齢層の若い人の接種もしっかりやってもらおうほうがいいのかなというふうには思っております。

しかし、副反応がかなり出ておったというふうなことから、接種を見合わせる人もおるわけでございます。そのようなことから、最近私も先日、オミクロン株対応を打ちましたけれども、非常に副反応が今までで比べると非常に少ない接種でございました。そういったものになっておりますので、これからも皆さんに大いに接種していただくように、広報なり保健センターの呼びかけなりをしっかりと行うことで、接種率をさらに上げていきたいと思っております。特に若い人の接種率を上げていきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

今、群馬県内でも5.8人に1人はコロナにかかっているというようなことでありますので、なるべく接種率を高めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、農業経営の安定化対策の関係でありますけれども、かなり今農家の経営内容が大変になっているというようなことは、ご案内のとおりであります。そして、農業が盛んになればいいんですけれども、なかなか衰退の一途というんですか、低迷をしているというようなことがあるわけでありまして、参考までに申し上げますと、日本の食料自給率、これカロリーベースでありますけれども、ちょっと調べてみました。戦後でありますけれども、昭和21年には88%、昭和40年には73%、平成元年が50%、平成20年が40、令和に入ってきて38%から37%を前後しているというような、カロリーベースの自給率になっております。

この自給率が下がってきたというのは、戦後の復興に伴い、食生活が欧米風に変化をしてくまして、外国からの輸入に頼り、小麦を使ったパン食であるとか、飼料、原料を多く輸入に頼る畜産物や油脂類の消費が増加したためであるというふうに解釈をしておりますけれども、政府が2025年、45%に引き上げるということを掲げておりますけれども、町内においてその食料自給率を高める方法というんですか、町長の考え方はいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 確かに、食料の自給率を上げていかないと、今回のロシアのウクライ

ナ侵攻のような場合、穀倉地帯で農業ができなくなることになると、世界全体が食料不足になるという危険もあるわけですので、当然、この我が国におきましても食料自給率をある程度確保していかないと、いざというときにはまた非常に戦後のような、戦後すぐのような、戦時中のようなといえますか、そういった状況になる可能性もあるわけですので、この点は国にしっかりと対策を行っていただくということが必要かと思っております。

しかし、こうやって我が町の耕地を見ますと、やはり畑地を中心に手がついておらない未耕作地が多いわけですので、こういったものを利用して食料を増産できるような体制ができれば、食料自給率に大きな影響があるのではないかなというふうに思っております。

やはりそれには、耕地の面積を施業するのに大きな単位にしなければ、なかなか効率も悪いしということになると思います。そういった面で、土地改良等の政策も進めていかなければならないんだというふうには思っております。

今後とも、国の農林水産省等にも要望を行いながら、我が国独自の食料確保、食料の自給率を上げるように、この点について要望活動も行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） とはいうものの、実際非常に大変なことだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今、農業経営も大規模の法人経営と家族経営で行う二極化にだんだん変化をしておりますけれども、農業生産資材の高騰で再生産できるような販売価格になっておりません。したがって、損益分岐点がかなり上がってきているというようなことでありますので、離農がこれから心配されてきます。

そうすると、先ほども申し上げました遊休農地であるとか、耕作放棄地、こういったものがかなり増えてくると。そうすると、有害鳥獣の被害も心配されるということでもありますし、ドングリでもたくさんなっていれば熊も出てこないとは思いますが、熊の出没もかなり町内で見受けられてきますので、人的な被害も心配をされますので、ぜひその辺について離農しないような方策を、ぜひ農業経営をされている方にご尽力をしていただきたいと思いますけれども、具体的にどのような考え方をしているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、農業従事者について、なかなか後継者がいないというふうな状況でございますので、その点を農業を魅力ある産業にしていくということが必要かと思えます。そのことにより、農業の後継者が多くなってくるんだと思えます。そのためには、やはり、耕地の集団化といいますか、耕作しやすい単位にまとめていくという土地改良事業等の促進も当然必要かというふうに思っております。

そういう中で、また、町としても農業従事者が安定した生活ができるような、生活面での日頃の日常生活面で支援はできることがあれば、きめ細かい支援を町としてできるかどうか、その点についてしっかりと検討、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

農業こそ町の基本だというふうに思っておりますので、厳しい中でありますが、農業をさらに継続し、そしてまた、食料自給率を上げていくような方向に向けて、町としてもしっかり考えて取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

時間がだんだんなくなってきましたので次にいきますけれども、肥料がかなり今上がっているということをご承知だと思いますけれども、肥料価格は実際にどのくらい上がっているか、町長ご存じでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっと具体的には把握していませんが、3割ぐらい上がっていますか。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） もっと上がっております。

そこで、JA吾妻のほうにお邪魔をして肥料価格、これは参考価格でありますけれども、ちょっと調べてきましたんで、参考までに申し上げたいと思えますけれども、まず、基本になるのは窒素、リン酸、カリでありますから、尿素につきましては、これは今月の12月と、前年の12月の単価の参考価格であります。

尿素が1年前が1,750円、本年度が3,820円、218%であります。苦土重焼燐が3,170円に対して4,180円、131%、塩カが1,700円が4,300円、252%であります。そして、田んぼで使われる肥料でありますけれども、コシヒカリ専用が2,910円が4,750円、163%、ひとめぼれ専用が2,980円が4,700円、157%であります。野菜で使われている野菜高度402号が2,900円が4,420円、152%、コンニャクの産地でありますコンニャクで使われる肥料が、コンニャ

ク大賞は3,130円が4,900円、156%、スーパー I B・S 222が3,570円が5,470円、153%、I BのS 1、3,350円が5,270円、157%、追肥で使われるNK 17号が2,250円が3,740円、166%というふうに、すごく上がっているわけでありませう。

したがって、これを使わないと農産物が生産できないというような状況があるわけでありませうので、非常に農業経営が圧迫されているというような状況にありますので、6月議会のときに町長の答弁の中に、大きな支援はできないが、町としてできる限り支援をしていきたいというふうなご答弁をいただきました。これについて、具体的にこの肥料の高騰分に対する考え方、対策について、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 農家に対する支援ということでございますけれども、さきにも申し上げましたように、燃油価格高騰による補助事業を立ち上げております。飼料につきましても補助事業を立ち上げたということでございます。そのような中で、肥料ということでございますが、特に肥料につきましても今おっしゃったように5割以上、多いもので200%になっているというふうなことでございます。大変厳しい状況でございます。

そのような中で、畜産は町の農業生産額の7割から8割ぐらいを占めている重要なものでございますので、疫病に対する補助につきましてもその都度、町として農協さんと協力しながら行っておるわけでございますけれども、なかなか大きい額の支援というものはできないのが現状でございますけれども、町としてできるものがあればこれについて検討して、実施をしたいと思っております。

議員が具体的にどのような町として取り組めるようなものがあるか、お持ちであれば、ご参考にお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

この価格高騰対策についての農家支援をする仕組みについては、先ほど町長が申し上げたように飼料であるとか燃油にはあるんですけども、肥料向けにはないわけでありませう。国で検討も進めているようでありませうけれども、まだ具体策は国のほうから示されておられませんので、近い将来、恐らく国のほうから示されると思っておりますけれども、具体的な行政からの農家向けの対応につきましては、ぜひ農業協同組合という組織があるわけでありませうので、そちらのほうと十分に協議をしていただいて、魅力ある農業というものになるようにご尽力をしていただきたいと思います。そして、住民が誇りを持って暮らせる町づくり、こういっ

たものにご尽力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員の農業への思い、大変よく分かりました。これからも国の基礎でありますし、また、町の基礎でもあります農業について、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時10分といたします。

（午後 零時10分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員、ご登壇願います。

6番、高橋議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

全国地方都市の人口減少が加速化する中であって、各自治体では地域に活気を呼び込むために、若者世代の移住・定住を促進する施策が展開されております。

当町でも同様に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、4つの基本目標、町を知ってもらう、町で働く、町で住みたくなる、町で家族を持ちたくなるというような達成によ

り、目指すべき人口ビジョンは2040年に1万人の人口維持、人口減少対策の方向性として20から39歳までの若年層世代の人口増の実現を掲げております。

これから当町が持続的に活力ある町であり続けるためには、移住・定住施策の先進地成功事例等も参考にしながら、スピード感を持って、魅力を発信することが大切と考え、以下、お伺いいたします。

人口増につながる移住・定住対策。

2021年度の群馬県移住相談件数は、前年比57%増の5,681件で、集計を始めた2015年以降で最高であります。

当町の相談件数、体制及びどのような相談内容がありますか。当町でも様々な移住・定住関連予算を計上しておりますが、課題及び成果はどのようなものがありますか。また、今後課題を踏まえ、予算増など力点を置く施策はどのようなものがありますか。

人口維持、増加につなげる施策は重要であり、成果は全ての課が絡む複合的な要因から生まれるものと思われま。今後、限られた予算においては縦割り型ではなく、全庁挙げて費用対効果や相乗効果を分析して推進するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、関係人口等のつくりでございませ。

2018年、総務省が提唱した地域に関わってくれる関係人口が注目されております。なぜなら、関係人口と呼ばれる地域外の人材がライフスタイルの多様化の中で、その関わりが多彩であり、地域づくりの担い手になることも期待されているからで。

当町でも関係人口の創出に積極的に取り組むべきと考えますが、今後の方針を伺いませ。

以前の一般質問でも関係人口の増加という視点から、より個人ファンの裾野を広げるためにふるさとサポーター制度や、また、ふるさと住民票制度等、他自治体例を紹介しました。まずは、このような制度導入も進めてみてはいかがでしょうか。

空き家・空き地バンクの早期の整備をとということでございませ。

全国地方自治体で空き家対策として構築、運営している空き家等のバンクは、7割の自治体が設置済みと言われております。当町では残念ながら、一部住宅改修、除去補助金制度は始まったものの、物件登録者及び利用登録者の調査、データ整理の段階でとどまっており、空き家バンクの整備が遅れているように感じております。コロナ禍によるテレワーク進展によるオフィスや住宅へのニーズの変化、2地域移住等への関心に応え、移住者増を図るためにも、民間不動産等も入れて、空き家バンク制度を早期に構築、活用すべきと考えますが、見解及び今後のスケジュールを伺いませ。

なお、空き家バンク制度の成功の事例は全国各地域で見られますが、移住者が多い長野県佐久市では2008年から空き家バンク制度が始まり、これまでに400件以上の成約を実現した事例があるそうです。また、長野県中野市では、全国でもユニークな100均空き家マッチング制度も取り入れており、今後、当町の担当職員もこうした先進地域からノウハウを学ぶために、視察研修を実施してはいかがでしょうか。

最後に、食文化の再発見とブランド化。

上記の目標②の実現、町で働きたくなる、町で働く場所をつくるという意味の実現には、雇用創出につながる産業振興が必要と考えます。おらがまちづくりプロジェクトで生まれたデビルズタンバーガーなどは、町を知ってもらうPRにつながっているものと評価いたしますが、今後はさらに踏み込んで、地元の食材を生かした、売れる、稼げる特産品づくりのプロジェクトを開始されてみてはいかがでしょうか。

一つには、これは完全に仮称ではございますが、まずは農と食をつなぐ、東吾妻町ごはんに合うレシピ100。住民の方が何千戸にわたって家庭のレシピをお持ちです。そうした各家庭の中に宝とかヒントがあるというふうに私は考えております。地元婦人またはシニア層の経験から商品開発を進めていただければというふうに思います。

以下、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の人口増につながる移住・定住対策でございますが、本町における令和3年度の移住に係る相談件数は14件ございました。町では移住に関する様々な相談に対応するため、移住コーディネーターを中心に、移住サポーターの皆様にご協力いただきながら、物件の紹介や情報提供を行っております。相談内容といたしましては、物件情報や補助金など移住に関するもののほかに、2拠点移住やテレワーク、空き家を活用した起業に関するものなど多岐にわたっております。

移住関連の予算といたしましては、移住コーディネーターの委託料やお試し移住用住居の借り上げ料、移住支援金などを重点事業として計上しております。

人口減少対策といたしましては、現在、第2期総合戦略に即して施策を進めております。

多岐にわたる事業を展開しておりますが、全庁を挙げて各課横断的な職員で組織をし、継

続的に協議を行っております。また、ひがしあがつま創生会議での事業評価やご意見も踏まえ、事業の見直しなどを行っております。

2点目の関係人口づくりでございますが、高橋議員よりご紹介をいただきましたふるさとサポーター制度やふるさと住民票制度を参考にさせていただき、現在、東吾妻町ふるさとサポーターズの設置に向けて準備を進めております。

東吾妻町に関心や愛着のある町外居住者を対象に、町の魅力を広く発信し、交流または連携の輪を広げることで、町の知名度を高め、地域振興及び関係人口創出による移住・定住の促進を図ります。詳細を詰め、来年度から関係人口創出事業として開始したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目の空き家・空き地バンクの早期整備でございますが、議員ご指摘のとおり、空き家バンクの物件登録者及び利用登録者は、共に登録数が伸びずに思うように進んでおりません。

今年度、町内全域で空き家実態調査を実施しており、空き家を所有していると思われる方に対し、再度空き家バンク制度などの案内を行う予定でございます。また、議員からご紹介をいただきました他の自治体の成功事例についても参考にさせていただきたいと思っております。

4点目の食文化の再発見とブランド化についてでございますが、町の特色を生かした特産品の開発やブランド化は産業振興にとって、重要な課題であると考えております。おらがまちづくりプロジェクト委員会をはじめ、町民の皆様や企業、大学などと連携を図り、地域資源を生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

私、この数年、まず問題意識としまして、東吾妻町の様々な資源、いろいろな資源があると思うんですけれども、それを生かした地域の活性化ということが一番大事かなという思いに沿って、これまで質問させていただいておまして、今回は大きく2つほど、特に人口と移住と定住を図る上で、2つ、空き家の問題と新しい産業をつくっていこうという視点で質問させていただきました。

非常に前向きな、町長からは発言をいただいているというふうに思っております。

もう一つ、空き家の問題でございますけれども、ちょっと昨日、同僚議員の中での発言を受けてなんですけれども、空き家とともに、ここにも書きましたけれども、同時に空き地の

問題も非常に重要なテーマになると思います。昨日の中では、除去の予算について600万円ぐらいで使われているということでございます。

今後また、そういったことで実施するということでございますので、ぜひこの空き地の問題につきまして、空き家バンクと同様に町の税金を投資しているわけでございますので、この所有者に対しまして、その空き地をいかに地域活性化のために結びつけていけるか、この空き地の利用も同時に重要なテーマかなと、重要に考えていただければというふうに思いますけれども、空き家と同時に空き地の問題もあると思うんですけれども、その辺、町長いかがお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 空き地でございますが、空き地の活用ということはこれから重要であると思います。上信自動車道が開通いたしますれば事業用地、また住宅用地などで利用されることが多いかと思っておりますので、非常にいい空き地があるというふうなものをバンクとしてつくっておいて、要望に応じて考えていただくということで、こういうものも整備することが必要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） それから、空き家のパソコン上の登録が17件ぐらいあってという話が昨日出ましたけれども、その方についても何だかにいろいろ考えがあるんでしょうけれども、ぜひそういった方を一堂に集めてもらって、町の経済、様々な活性化に向けてのお話を説明していただいて、理解していただいて、やはり全国でもかなりこの移住・定住がかなりこれほどテーマになっていることは、かなり活性化につながるということの証左ではないかなと思いますので、ぜひ今後も、今日の発言もいただきましたけれども、空き家バンクの早急な充実化というんですか、それを町長、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、また、もう一度ご返答いただければ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 空き家につきましては、空き家バンクに現在、17件登録をされておるということであります。しかし、ほかにもかなり登録できるような空き家が存在をしているかなというふうには認識しておりますので、17件の皆様にはご理解いただいて公表して、この空き家を使っただけの方を募集するような方向に持っていくように、ご理解をいただいて、公表をさせていただくようにしてまいりたいと思っております。

ほかにもありますのでご理解をいただいて空き家バンクに登録をして、移住者なりをこの

町に呼び入れるために活用していきたいと思いますので、この点についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

この町でも移住相談の中では若い方がかなりご相談を受けているということですので、また、町長もご存じだと思いますけれども、今、企業においても様々な働き方改革がいろいろ変わってきておまして、フレックス勤務ですとか在宅勤務なりで、パソコン等あればどこでも仕事、選択が自由になっていますので、そういった方の企業の方もかなり可能性としてはありますので、ぜひそういったことも心がけていただければというふうに思います。

また、今、関係人口についてもまた新しい制度ということで取り組んでいただけるということでしたけれども、まずは町を見てもらって、それから、実際にこの町に来ていただいている方、いろいろたまたま忍者のあれとか、いろんなイベントに来ていただいている方は非常に関係人口よりもさらに関心が高い方だというふうに理解していますので、そういった方も、今までもやっていると思いますけれども、さらにそういった、何というんですか、移住・定住に結びつけるような、さっき町長の言葉にもありましたけれども、最後は町に愛着、絆を持っていただく方を育てる、つなげていくということをぜひ職員の皆さんにもお願いしたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

その中で、私も町のホームページを定住・移住という観点から見た場合に、またちょっと友達にも聞いてみたんですけれども、印象がやや平凡といいますか、もうちょっと何といいますか、実際にほかの自治体を見ますとこれから空き家バンクが進めていくんでしょうけれども、実際に移住された夫婦の方ですとか生活している方がこの町はどうだとか、写真ですか、画像で訴えるようなホームページがかなり出てきていますので、そういったこともかなり見ていただく方に。

まず吾妻町というのをホームページでヒットしてもらうことが大事でしょうけれども、その次の段階なんですけれども、まずやっぱり、議会だよりもその辺努力はしているんですけども、やっぱり画像である程度訴えていくということも、一つのつながりというところの度合いをちょっとホームページでも何か入れていただければどうかと思ったんですけれども、その辺、町長どんなお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 移住希望者にインターネット、ホームページ等で写真を有効に使って

PRしたらどうかというお話でございますが、当然町のいいところをきれいな写真で見ただいて、そして、興味を持っていただいて、実際に足を運んでこの町に来ていただいて、町のきれいな空気を吸っていただいてということが、まず一つの第一歩だというふうに思っておりますので、議員おっしゃられるようなホームページでの写真を活用してのPR、当然必要かと思っておりますので、これからより一層良い写真を使いながらPRしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） すみません、ちょっと先進地事例で今日見たらかなり進んでいるところがあったんですけども、非常に、100均のなんていうよりもかなり立派な家が100円で売っているなんていうのは、非常に多分これは全国でもかなりユニークで、恐らくマスコミか何か意識しながらやっていると思うんですけども、ともかくこの移住・定住を増やす点につきましても、かなり実際が創意工夫といいますか、あえてそういったところをかなり競争でやっているものですから、ぜひこの町もそういった視点を、若干の遅れはあるもののやっぱりいいところは早くちょっといただいて、大胆に空き家のマッチング制度等をつくっていただくことが移住・定住につながるというふうに私は思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

町長、この前100均とかなんか、新しい、ちょっとお話ししたことがありますけれども、町長は何かどんな印象を受けましたか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、すごいことをやっているんだなというふうに思いました。実際そうやって空き家が移住者によって使われるということになれば、非常に安価な価格で使っていただく、引き寄せるということもいいのかなと思いますので、それには所有者のご意見なり、町としてどれだけ踏み込んでいけるのかということもありますので、その点については先進事例をよく研究して、この町に果たして導入ができるかどうかというものを取り組んで、よいものであれば、斬新な一つの制度をつくっていくこともいいかなというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

ちょっとまた前に戻るんですけども、関係人口ということで、今、移住でもなく定住でもなく、具体的な特に人が増えているという面ではなかなか難しいかもしれませんが、

ただ、そうはいつでも今様々な施設だとか対策の中で進められていますけれども、今本当に人との関係という面でかなりどこも力を入れているようでございまして、やはり域内でも対住民同士のつながりみたいな、人との関係がかなり希薄なところもありますので、あるいはまた、高齢者の方と若い子供さんとのつながり、あるいはまた、農家の方と都会の消費者とのつながり、人と人とのつながりという面の中では、やはり関係人口というののもかなり大事なテーマかなと思っております。

昨今の新聞では、群馬の東毛のほうだと思えますけれども、かなり東京で活躍されている女性の方がその町の関係人口の方に入っていましたけれども、その方のお父さんがその町の出身、生まれだということでのつながりで、ちょっと忘れちゃったんで、かなり原子力とか、かなり日本でもすごく頭脳的な面で活躍されている女性の方を紹介されていましたけれども、そういった方の発信力といいますか、影響力というのはすごくあるものですから、我が町にもそういった方はかなりいっぱいいるというふうに、この自分のお父さん、お母さんが東吾妻町の出身だという方もいるでしょうから、今後そういった方もぜひファンになっていただくようなことを働きかけていただければと思います。

それから、関係人口とはちょっと違うんですけれども、注目してこの役場に来た方もいっぱいいると思うんです、お城か何かなというふうに。そういった中で、来た方についてもやっぱり一番上の展望台なんか活用も、ぜひ今後考えていただければというふうにちょっと思っています。やはり、ここに来てくれた方についてはまずきっかけといいますか、注目、関心を持ってもらう、東吾妻町を知ってもらうという面でも、そういう整備もお願いできればなというふうに思いますけれども、町長、そのお城の役場の場所も何かすごく注目されているのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、我が町に関係ある有名人ですか、有名人に発信してもらうということですね。そういう方がいるかどうか。町田啓太とかそういった俳優はかなりいます、落語家もいます。そういう方に発信をしてもらうということも、これからさらに必要かというふうに思っております。

お城の庁舎だということで、ふだんも観光の方が来ていただいて、庁舎の中に入ってもらったりしております。何かこの前は女性がカメラを持ってうろうろしているんで、何課に行かれますかと言ったら、いや、私は観光ですから気にしないでくださいなんて言っていましたけれども、そういう方もかなり入っています。

また、町田啓太の写真集のポスターが2階のエレベーター入ったところにあるんですけども、それをファンが見に来るんです。この前は香港の人、女性が2人で見に来ています。びっくりしました。町田啓太さんの聖火ランナーのときのユニホームとトーチを展示したときは、ファンが連絡し合っただけでかなり来ていました。

そして、この役場だけじゃなくて、旧太田中に今、広域消防本部がありますけれども、そのそばにじゅうちゃん家という駄菓子屋があるんですけども、そこが町田啓太が小学校の頃から行って、駄菓子を買っていたという伝説があるんで、そこへ行ってみるなんて言っていましたから、この役場とじゅうちゃん家がセットになっているらしいんですけども、そんな傾向もあるんで、やはり有名人の発信というのでもかなり期待できるかなんていうふうに思っております。

役場庁舎、お城の庁舎もほかにはなかなかありません。全国でも2つ目だということでもありますけれども、そうやって観光客の方も来ていらっしゃっておりますので、展望台につきましても今後は展望台への案内の表示、看板等も設置すれば上がってくれるのかなということだと思います。ただ、そうすればあそこの展望台もうちょっと手を入れて、きれいにしないとかならないなというふうには思っております。

やっぱり見てもらうと、原町の町がよくきれいに見えますので、見応えはあるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、役場のお城庁舎の利用というものも今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ぜひよろしくお願いします。

ちょっと時間の関係もあるんですけども、次に、古くて新しい食品加工の問題を、かなり私としては関心が高いテーマでございますのでお聞きします。

今、毎日のようにテレビ、マスコミで食事というか、食品の加工あるいはいわゆる六次産業での関連した取組が紹介されています。町長、長野県の飯綱町のサンクゼール、久世福セレクトショップというのがあるんですけども、何かお聞きになったことはございますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっと内容は分かりません。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） サンクゼールという会社は、今非常に注目されている会社です。商品の企画から、製造、自社店舗販売までということで、最初、スキー経営の夫婦から始めた、

最初はリンゴジャムから始めた会社で、今、久世福という、皆さんもお聞きになることはあるんですけども、今すごい全国に展開されていて、今、事業量百四十何億円ということでやっています。

何かというと要するに今、この食に関しての新しい六次産業というか、この食材を使った中に本当に大化けするようなことも、そんな簡単にはありませんけれども、私はあるのかなというふうに思って、ぜひそういった町での取組をお願いしたいなと思っています。

その一つの試みとしてですけども、農協の機関誌の中に、ふれあいという広報誌がございますけれども、そこに様々な奥さん方のレシピとかおかずが載っていたりするってありますけれども、そこに限らずかなり本格的に私は各家庭の中に必ずやすごいレシピ、商品につながっていく、現代版につながっているものがあるというふうに思いますので、そういった場所なり、そういったご婦人方に集まっていただいて、場合によっては町の店舗のところに食堂を開いていただいたりしたり、そこで食べてもらう。

今までも多分いろんなことをやってきたということはお聞きしています。そんなに新しいテーマではないと思うんですけども、なぜこれ100といったのは、100ぐらい品目を作ることによってその中に、まあそのくらい作らないことには新しいもの、商品につながる、稼げる、もうかるにはつながってこないのかなというようなイメージがあるものですから、やっぱりそういった中で、また、今はレシピが売れる時代だというふうに言われていますので、やはりおばあさんとかおばあちゃんとかそういう中に、私は地元のそういうところにヒントが隠れているのかなというふうに思っていたんです、前々から。

だから、そういった中で、やり方はこれからはいろいろあると思うんですけども、様々な、おらがまちづくりのプラスアルファでそういった視点で、ぜひ東吾妻町はこれだという商品を、こういった久世福なんかにつきましては、バイヤーが全国を歩き回って売れる商品を集めて、そこで瓶は同じなんですけれども、シールを替えて売っているらしいですけども、そこに入りこめるような製品になればいいななんていうふうに思っているんですけども、町長、ぜひ食品加工という面でいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の中に伝統的な食べ物があるというふうには思っております。町として郷土の料理コンテストをやって、いわびつ汁というのができました。これもスポーツイベントのなんかのときには、食改推の皆様にお世話になって、選手に食べていただいているというふうなことでありますけれども、これからも食改推の皆さんのご協力もいただいて、

町独特の昔からの食べ物をより一層発掘していただいて、品ぞろえを多くして、そして、売り出すこともいいのかなというふうには思っております。

今、食が非常に多様化、ぜいたくな方向に向かっているのかと思いますけれども、やはり昔ながらの素朴な味というのもいいのかなというふうに思いますので、そういった意味で町の昔からの素朴な食べ物をレシピ化して、売り出していくこともいいのかなというふうには思います。今後とも食に関しては、しっかりと見据えていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後ですけれども、魅力ある町づくり、魅力ある産業をつくっていくことは、自分たちでつくっていくということだと思っておりますけれども、ご婦人の方に力を借りているという面では、またちょっと前は分からないです、公民館なんかでもいろいろ、何といたしますか、料理、炊事とか何か、そういうような場もあるかと思っておりますけれども、そういった場も活用していただいて、かなり予算もある程度今年も総合計画の中も、ちょっとこれは検討中だと思っておりますけれども、いわゆる空き家と食品加工ということでの大きなテーマが私はポイントかなというふうに思っているものですから、そこら辺の中で様々な知恵を出して、実際商品までつなげていっていただくことは大事かなというふうに思っておりますので、町長にはその辺のあれを期待しておりますので、ぜひ一言最後お願いできればというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員のご提案でございます。東吾妻町独特なおいしい食べ物につきまして女性の皆さん、婦人会やら食改推やらの皆さんにご協力をいただいて、売り出していくのはいいかなというふうに思っております。

そういった町の昔からの食物のフェアみたいなものができて、食べていただいて、さらにそれが口コミで広がっていくというふうなことも期待できるんで、そういった意味で様々な方法があるかと思っておりますので、そういったものを保健センターの職員なり、女性の皆さんに、食改推の皆さんに、婦人会の皆さんにもお世話いただいて、ご協力をいただいて取り組んでいければいいなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和4年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係8件、令和4年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係5件、財産の無償譲渡などその他2件を提案させていただき、原案のと

おりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。また、議案審議や一般質問におきまして頂戴をいたしました貴重なご意見、ご提言につきましては真摯に受け止め、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議員の皆さんにはこの1年、町民の代表として重責を果たされ、多大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、ワクチン接種を行っているところではございますが、これから年末を迎え、接触機会も増えるかと思えます。議員皆様にはくれぐれも健康にご留意され、輝かしい新春を迎えてくださいますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年第4回定例会は、12月6日から本日まで10日間にわたり開催され、条例関係8件、令和4年度補正予算5件、その他2件の執行部提案に加え、委員会提出議案3件と終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。会期中格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。事務執行に当たり、それらが十分生かされることを期待しております。

さて、これから年末年始を迎えることとなりますが、新型コロナウイルス感染症により、引き続き感染防止のための新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思えます。皆様におかれましては健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和4年第4回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 1時50分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 樹 下 啓 示

署 名 議 員 青 柳 はるみ